

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成29年1月20日提出
【発行者名】	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柏木 茂介
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【事務連絡者氏名】	楠本 靖三
【電話番号】	03-5293-1500
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（毎月決算型）Aコース（為替 ヘッジなし） シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（毎月決算型）Bコース（為替 ヘッジあり）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（毎月決算型）Aコース（為替 ヘッジなし） 2,000億円を上限とします。 シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（毎月決算型）Bコース（為替 ヘッジあり） 2,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

- シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（毎月決算型）Aコース（為替ヘッジなし）
シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジあり）
- ・上記を総称して、また各々を指して「ファンド」ということがあります。
 - ・また上記を総称して、以下ということがあります。
 - 「シュローダー・グローバル債券戦略ファンド」
 - 「グローバル債券戦略ファンド」
 - 「グローバル債券戦略」
 - 「G債券戦略」
 - 「シュローダー・グローバル債券戦略」
 - ・また「シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（毎月決算型）Aコース（為替ヘッジなし）」を以下ということがあります。
 - 「Aコース（為替ヘッジなし）」
 - 「グローバル債券戦略ファンド（月A）」
 - 「グローバル債券戦略ファンド（毎月／ヘッジ無）」
 - 「グローバル債券戦略（月A）」
 - 「グローバル債券戦略（毎月／ヘッジ無）」
 - 「G債券戦略ファンド（月A）」
 - ・また「シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジあり）」を以下ということがあります。
 - 「Bコース（為替ヘッジあり）」
 - 「グローバル債券戦略ファンド（月B）」
 - 「グローバル債券戦略ファンド（毎月／ヘッジ有）」
 - 「グローバル債券戦略（月B）」
 - 「グローバル債券戦略（毎月／ヘッジ有）」
 - 「G債券戦略ファンド（月B）」

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド毎に、2,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5) 【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.24%（税抜3.00%）が上限となっております。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

平成29年 1月21日から平成29年 7月20日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

シュロダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号：03-5293-1323

受付時間：午前9時～午後5時まで（土、日、祝日は除きます）

ホームページアドレス：<http://www.schroders.co.jp/>

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

「シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（毎月決算型）Aコース（為替ヘッジなし）」および「シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジあり）」は、主としてシュローダー・グローバル債券戦略マザーファンド受益証券に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。

ファンドの基本的性格

<シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（毎月決算型）Aコース（為替ヘッジなし）>

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券一般))		アフリカ		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)		
		エマージング		

(注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載していません。

当ファンドは、ファミリーファンドです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券(債券 一般))）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

<シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジあり）>

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信		内外
	その他資産 ()	
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリーファンド	あり (限定ヘッジ)
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリーファンド	あり (限定ヘッジ)
	年6回 (隔月)	欧州		
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア	ファミリーファンド	なし
	日々	オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	その他 ()	中南米	ファミリーファンド	なし
		アフリカ		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)	ファミリーファンド	なし
		エマージング		

(注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンドです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券(債券 一般))）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
 - (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
2. 投資対象地域による区分
 - (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
 3. 投資対象資産による区分
 - (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
 - (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
 4. 独立した区分
 - (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
 - (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
 - (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

< 補足として使用する商品分類 >

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分の定義 >

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」

「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型 / 絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でもご覧頂けます。

ファンドの特色

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に世界の国債、政府機関債、社債などに投資を行う投資信託証券*、および海外の債券等に投資する投資信託証券へ投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指します。

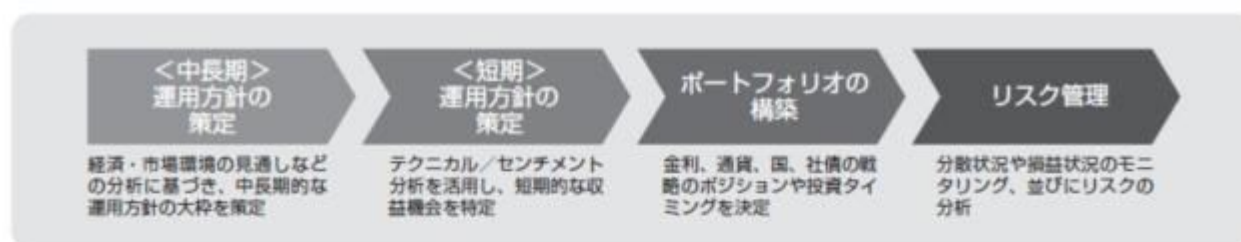
*効率的な運用を行うために、債券先物、為替予約、為替先渡取引、スワップ取引やオプション取引等の金融デリバティブ取引を活用します。

- 1** 各種債券・通貨に分散投資し、柔軟な資産配分によって収益機会を確保
主に世界の各種債券や通貨などに幅広く投資し、投資比率の配分を柔軟に変更することで、利息収入（インカム・ゲイン）と値上がり益（キャピタル・ゲイン）からなる、トータル・リターンを最大化を目指します。
- 2** 機動的にリスクをコントロールすることで、安定的な収益の成長を下支え
市場環境に応じて機動的にリスクをコントロールし、金利上昇や為替変動などによる下落リスクの低減を図りつつ、長期的に安定した収益を目指します。
- 3** シュローダーの債券運用の力を結集
シュローダー・グループのグローバル・ネットワークを活用し、運用を行います。

- Aコース（為替ヘッジなし）の実質外貨建て資産については、為替ヘッジを行いません。
- Bコース（為替ヘッジあり）の実質外貨建て資産については、原則として、為替ヘッジにより米ドルと円との間の為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
- 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- 運用はファミリーファンド方式で行います。マザーファンドの運用にあたっては、ファンド・オブ・ファンズ形式で行います。

運用プロセス

債券の調査・分析に基づく情報の中から、最良と思われる投資アイデアを選別し、資産配分の決定とポートフォリオ全体のリスク管理を行います。



2016年10月末現在

※上記はマザーファンドが投資対象とする投資対象ファンドのうち、主として投資を行う「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ストラテジック・ボンド クラスJ 投資証券」に係るシュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッドの運用体制です。

※上記運用プロセスは、今後、変更となる場合があります。

主な投資制限（Aコース(為替ヘッジなし)、Bコース(為替ヘッジあり)共通）

- ・投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・デリバティブの直接利用は行いません。
- ・投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行いません。

分配方針

原則毎月20日の決算時(休業日の場合は翌営業日)に、収益分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益等の全額とします。
- ・収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準・市場動向等を勘案し委託会社が決定します。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※分配対象額が少額の場合等には分配を行わない場合があります。

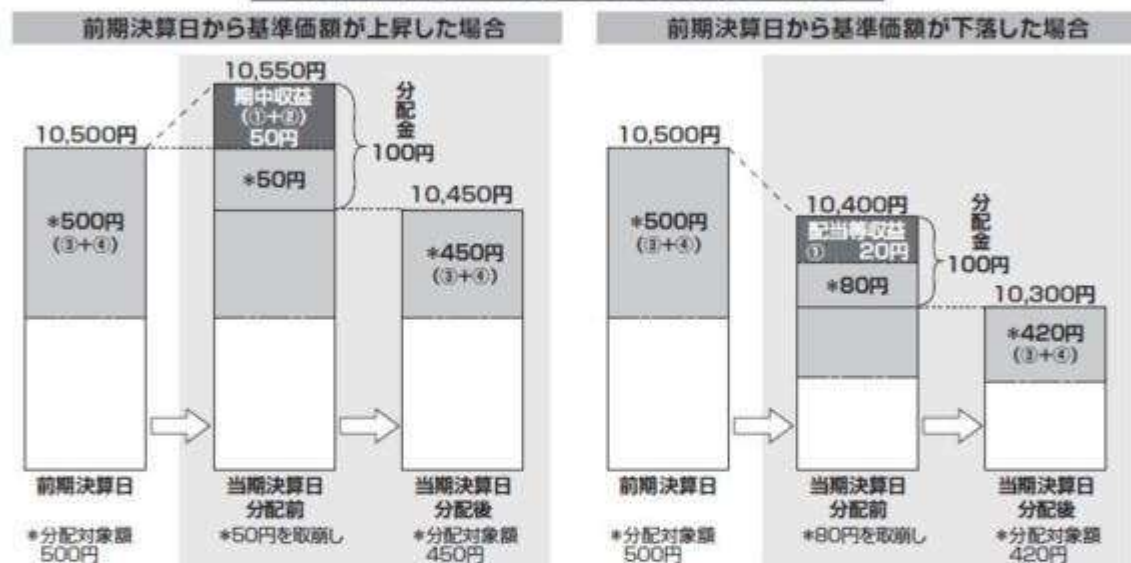
収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



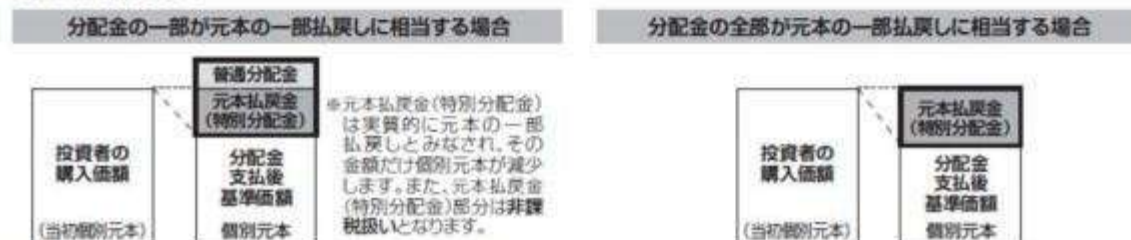
※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：期ごとに分配可能額を計算し、分配可能額から実際に分配した額を引いた額はそのまま信託財産に組み入れられます。この額のことを分配準備積立金といたします。

収益調整金：新規の投資者がファンドを購入したことによって、既存の投資者が受け取れる分配金の額が薄まることのないよう、投資信託財産を計理処理する際に使う特有の勘定科目のことです。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさった場合も同様です。



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

信託金限度額

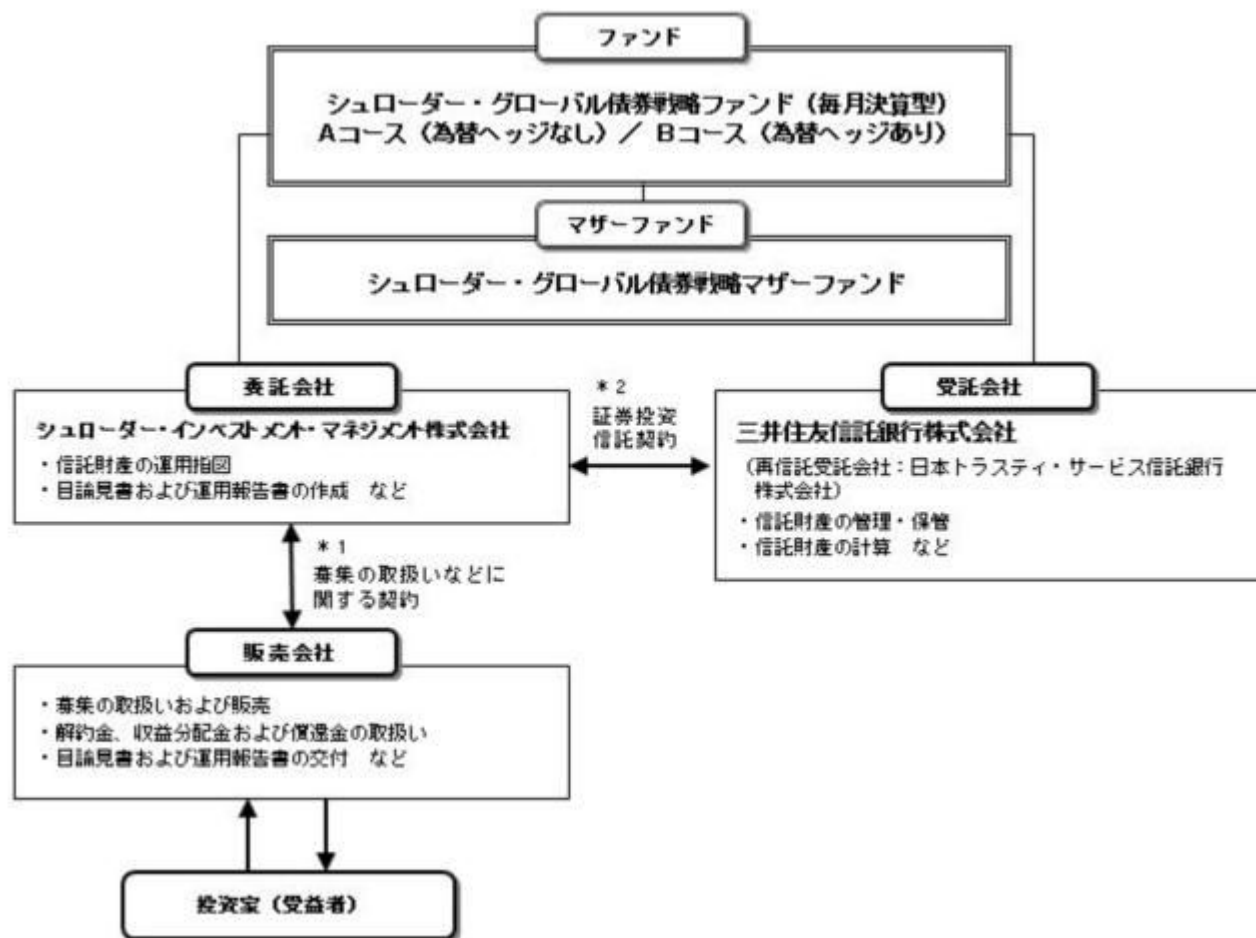
- ・ Aコース（為替ヘッジなし）とBコース（為替ヘッジあり）合わせて1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

平成26年 4月25日

・信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



*1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものです。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

*2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況（平成28年10月末現在）

1) 資本金

490百万円

2) 沿革

昭和60年12月10日 : 株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメント設立

平成 3年12月20日 : シュローダー投信株式会社設立

平成 9年 4月 1日 : シュローダー投信株式会社と株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメントが合併し、シュローダー投信投資顧問株式会社設立

平成19年 4月 3日 : シュローダー証券投信投資顧問株式会社に商号を変更

平成24年 6月29日 : シュローダー・インベストメント・マネージメント株式会社に商号を変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド	英国 EC2V 7QA ロンドン グレシャムストリート31	9,800株	100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

主として、マザーファンド受益証券に投資を行います。

マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に世界の国債、政府機関債、社債等に投資し、デリバティブを使って効率的な運用を行います。

Aコース（為替ヘッジなし）の実質外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

Bコース（為替ヘッジあり）の実質外貨建資産については、原則として、為替ヘッジにより米ドルと円との間の為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

<シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（毎月決算型）Aコース（為替ヘッジなし）>

<シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジあり）>

シュローダー・グローバル債券戦略マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主な投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ) 有価証券

ロ) 金銭債権

ハ) 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主としてシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「シュローダー・グローバル債券戦略マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券または証書の性質を有するもの

3) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

4) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

5) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、3)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、

委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象と指図範囲

外国為替予約取引の指図、公社債の借入れの指図、資金の借入を行うことができます。

<シュローダー・グローバル債券戦略マザーファンド>

主として有価証券に投資する投資信託証券（投資信託または外国投資信託および投資法人または外国投資法人の受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含みます。）をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) 金銭債権
 - ハ) 約束手形
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として別に定める指定投資信託証券^{*}ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券または証書の性質を有するもの
- 3) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 4) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 5) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、3)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

* 「指定投資信託証券」とは、次のものをいいます。

ルクセンブルグ籍米ドル建て外国投資法人

「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ストラテジック・ボンド クラス I 投資証券」

ルクセンブルグ籍ユーロ建て外国投資法人

「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ユーロ・リクイディティ クラス I 投資証券」

ルクセンブルグ籍米ドル建て外国投資法人

「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ドル・リクイディティ クラス I 投資証券」

金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象と指図範囲

外国為替予約取引の指図、公社債の借入れの指図を行うことができます。

投資対象とするマザーファンドの概要

<シュローダー・グローバル債券戦略マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。
主な投資対象	主として有価証券に投資する投資信託証券（投資信託または外国投資信託および投資法人または外国投資法人の受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含みます。）をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。
投資方針	<p>投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）を通じて世界の国債、政府機関債、社債等に投資し、デリバティブを使って効率的な運用を行います。なお、指定投資信託証券は別に定めます。</p> <p>指定投資信託証券への投資割合については、委託者が市況動向および資金動向を勘案して決定するものとし、原則として世界の国債、政府機関債、社債等に投資し、デリバティブを使って効率的な運用を行う指定投資信託証券（ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される投資信託証券）への投資比率を高位に保ちます。</p> <p>別に定める指定投資信託証券は、委託者の判断により変更することがあります。</p> <p>外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。</p> <p>資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた時ならびに指定投資信託証券が償還あるいは当該指定投資信託証券の純資産額の規模が著しく減少した時には、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>投資信託証券への投資割合には制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p>
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	<p>組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。</p> <p>上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。</p>
その他	
委託会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

<参考：指定投資信託証券の概要>

1. シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ストラテジック・ボンド クラスJ 投資証券

ファンド名	Schroder International Selection Fund Strategic Bond Class J （シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ストラテジック・ボンド クラスJ 投資証券）
形態／商品分類	ルクセンブルグ籍外国投資法人／オープン・エンド型
表示通貨	米ドル

運用の基本方針	主として世界の国債、政府機関債、社債等に投資し、デリバティブを使って効率的な運用を行います。	
設定日	平成26年4月16日	
主な投資対象	主として世界の国債、政府機関債、社債などへ投資します。	
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・同一発行体による譲渡性証券および短期金融商品については、投資比率を純資産の10%以内とします。 ・同一機関による預金については、投資比率を純資産の20%以内とします。 ・同一発行体による譲渡性証券または短期金融商品への投資比率が純資産の5%を超過する場合については、そのような発行体への投資総額を純資産の40%以下とします。 	
管理報酬等	ファンドの純資産総額に対して年率0.06%程度を管理報酬、保管報酬、弁護士費用、および監査費用等の精算にあてております。この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。	
投資運用報酬	なし	
決算日	12月31日	
ファンドの関係法人	管理会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
	投資運用会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッド
	保管会社	J.P. モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ

2. シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ユーロ・リクイディティ クラスI投資証券

ファンド名	Schroder International Selection Fund EURO Liquidity Class I (シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ユーロ・リクイディティ クラスI投資証券)
形態/商品分類	ルクセンブルグ籍外国投資法人/オープン・エンド型
表示通貨	ユーロ
運用の基本方針	主として、ユーロ建ての高格付け短期確定利付証券への投資を通じて、元本の保全と流動性の確保を目指します。これらの証券は、取得時において、当初から又は残存期間が12ヶ月以内であること（付随する金融商品を考慮に入れる）、もしくは採用金利が少なくとも年に一回調整されるものを前提とします。
設定日	平成14年5月22日
主な投資対象	主としてユーロ建ての高格付け短期確定利付証券へ投資します。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・同一発行体による譲渡性証券および短期金融商品については、投資比率を純資産の10%以内とします。 ・同一機関による預金については、投資比率を純資産の20%以内とします。 ・同一発行体による譲渡性証券または短期金融商品への投資比率が純資産の5%を超過する場合については、そのような発行体への投資総額を純資産の40%以下とします。
管理報酬等	ファンドの純資産総額に対して年率0.06%程度を管理報酬、保管報酬、弁護士費用、および監査費用等の精算にあてております。この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。
投資運用報酬	なし
決算日	12月31日

ファンドの関係法人	管理会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント(ルクセンブルグ) エス・エイ
	投資運用会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド
	保管会社	J.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ

3. シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ドル・リクイディティ クラスI投資証券

ファンド名	Schroder International Selection Fund US Dollar Liquidity Class I (シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ドル・リクイディティ クラスI投資証券)	
形態/商品分類	ルクセンブルグ籍外国投資法人/オープン・エンド型	
表示通貨	米ドル	
運用の基本方針	主として、ドル建ての高格付け短期確定利付証券への投資を通じて、元本の保全と流動性の確保を目指します。これらの証券は、取得時において、当初から又は残存期間が12ヶ月以内であること(付随する金融商品を考慮に入れる)、もしくは採用金利が少なくとも年に一回調整されるものを前提とします。	
設定日	平成14年7月4日	
主な投資対象	主として米ドル建ての高格付け短期確定利付証券へ投資します。	
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・同一発行体による譲渡性証券および短期金融商品については、投資比率を純資産の10%以内とします。 ・同一機関による預金については、投資比率を純資産の20%以内とします。 ・同一発行体による譲渡性証券または短期金融商品への投資比率が純資産の5%を超過する場合については、そのような発行体への投資総額を純資産の40%以下とします。 	
管理報酬等	ファンドの純資産総額に対して年率0.05%程度を管理報酬、保管報酬、弁護士費用、および監査費用等の精算にあてております。この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。	
投資運用報酬	なし	
決算日	12月31日	
ファンドの関係法人	管理会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント(ルクセンブルグ) エス・エイ
	投資運用会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・インク
	保管会社	J.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ

日々の純流出入額が投資対象ファンドの純資産総額の一定割合を超える場合、希薄化を回避するため、投資対象ファンドの基準価額の調整が行われることがあります。

上記の投資対象ファンドは、ルクセンブルグ籍の外国投資証券であり、その基準価額(純資産価額)は、現地の法令等に準拠して投資対象ファンドが採用する算出基準によって算出されますが、投資対象ファンドの管理会社の裁量により調整されることがあります。

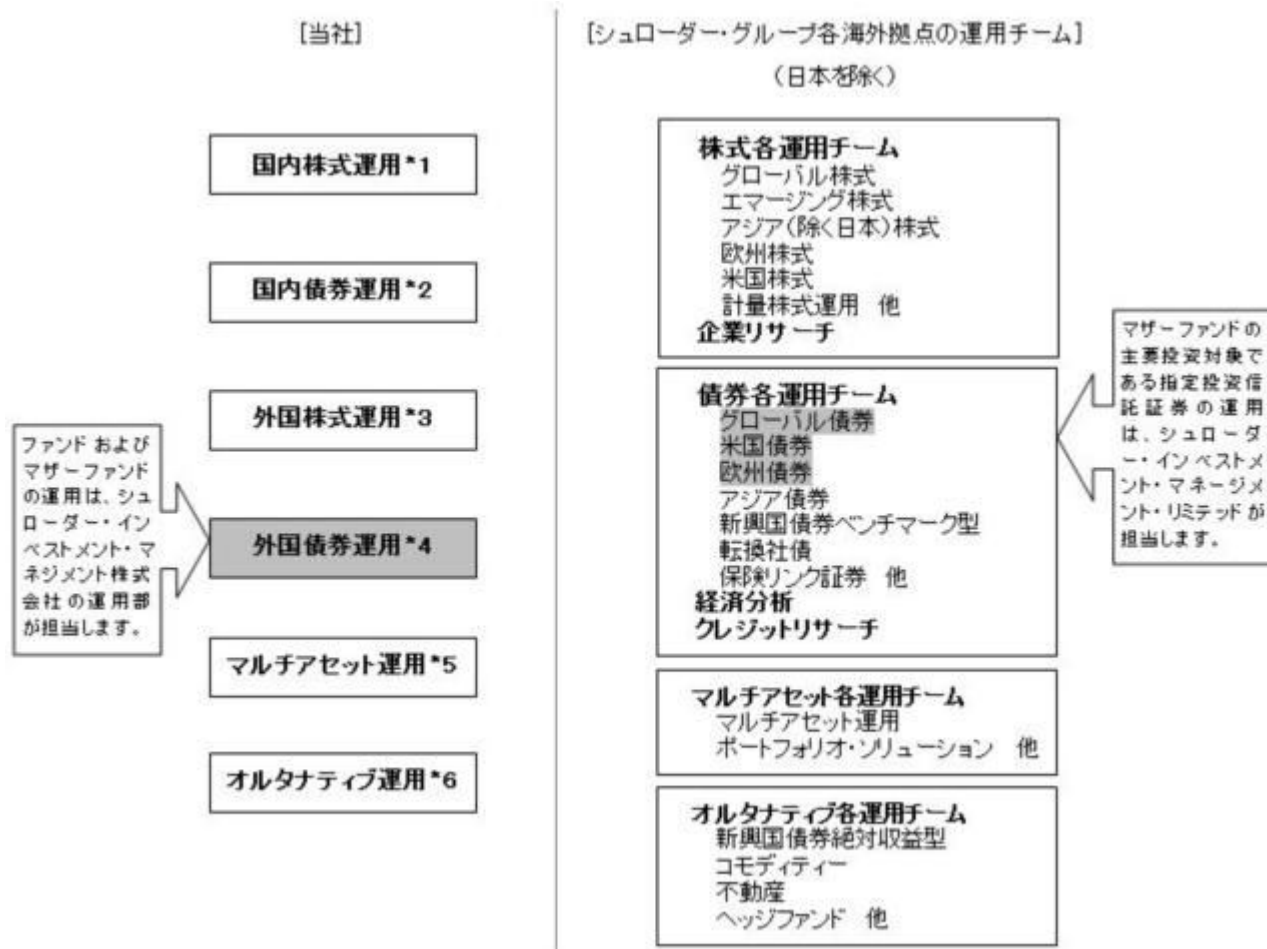
投資対象ファンドについては、今後の見直しにより、変更・追加・削除等を行う場合があります。

(3) 【運用体制】

運用体制

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社(外国債券運用担当)が、ファンドおよびマザーファンドの運用を行います。

運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社が「投資運用業務に係る業務運営規程」（社内規則）に則り、以下の体制（委託会社と委託会社のグループ全体での運用体制を示しています。）で臨みます。



- *1 国内株式運用における、個別銘柄分析、ポートフォリオの構築およびリスク管理、国内投資信託の運用指図
- *2 国内債券運用に関する指図の権限の委託（委託先は、マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社）、国内投資信託の運用指図
- *3 外国株式運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図
- *4 外国債券運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図
- *5 マルチアセット運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図
- *6 オルタナティブ運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図

内部管理体制

運用部門、トレーディング部門、管理部門はそれぞれ完全に独立しており、部門間で十分に牽制機能が働くような組織構成となっています。これらの牽制機能が十分に機能しているかどうかを監理するため、運用プロセスから独立した部門がモニタリングを実施し業務手続の遵守状況やリスク管理状況を定期的にチェックしています。エラーや違反が行われた場合には、改善の提言およびその実施状況の確認を行います。

約定から決済まで一貫して自動処理を行う売買発注システムの運営にあたっては、個々のスタッフに付与されている権限は厳格に分離されており、当事者以外が他の権限によりシステムにアクセスすることはできないようになっています。

投資ガイドラインおよび社内ルール遵守状況については、当該売買発注システムのコンプライアンス機能により、自動的にチェックされています。個別の取引に関してはその都度、残高・保有に関しては日次で自動的にコンプライアンスチェックが行われます。遵守状況は同部によって日々モニタリングさ

れ、是正が必要と認められた場合には、ファンドマネジャーおよびファンド担当者に必要な措置を講じるよう求めます。

受託銀行に関する管理の体制

信託財産管理に関する、基準価額計算、決算処理などの日常業務を通じて、受託銀行の事務処理能力については、商品対応力、即時対応力、正確性などを含め把握に努めています。問題が発見された場合には、受託銀行と適宜連絡を行い、改善を求めています。受託銀行における内部統制については、各受託銀行より外部監査人による内部統制についての報告書を取得しています。

上記体制は平成28年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（毎月20日。ただし当該日が休業日の場合は翌営業日）に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。以下同じ。）等の全額とします。
- 2) 分配金額は、1)の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として基準価額水準、市況動向等を勘案しながら決定します。なお、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わない場合があります。
- 3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益分配金の支払い

<分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース（一般コース）>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（５）【投資制限】

約款に定める投資制限

<シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（毎月決算型）Aコース（為替ヘッジなし）>

<シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジあり）>

- 1) 投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 3) デリバティブの直接利用は行いません。
- 4) 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行いません。
- 5) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 6) 外国為替予約取引の指図および範囲
 - イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - ロ) イ)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - ハ) ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

7) 公社債の借入れの指図および範囲

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ロ) イ) の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

二) イ) の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

8) 資金の借入

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ) イ) の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

2. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の100分の10を超えない額の範囲内

ハ) 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

二) 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

ホ) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<シュローダー・グローバル債券戦略マザーファンド>

1) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

2) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

3) デリバティブの直接利用は行いません。

4) 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行いません。

5) 約款および規約などにおいてファンド・オブ・ファンズにのみ取得される投資信託証券であることが記載されていない同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券の信託財産の純資産総額の50%以内とします。

6) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

7) 外国為替予約取引の指図および範囲

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ロ) イ) の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ) ロ) の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

8) 公社債の借入れの指図および範囲

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができません。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ロ) イ) の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

二) イ) の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

- ・当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて主に有価証券に投資する投資信託証券に投資することにより、主に公社債等を実質的な投資対象としますので、組入公社債の価格下落、発行体の倒産および財政状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
- ・分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

なお、以下に記載するリスクは当ファンドに関するすべてのリスクについて必ずしも完全に網羅したのではなく、それ以外のリスクも存在する場合があることにつきご留意ください。

公社債の価格変動リスク

1) 金利変動リスク

ファンドが実質的に投資を行う公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等によって異なります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むこともあります。

2) 信用リスク

ファンドが実質的に投資を行う公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むこともあります。

外国証券への投資に伴うリスク

1) 為替変動リスク

< Aコース（為替ヘッジなし）>

ファンドが実質的に投資を行う外貨建資産の円貨換算の価値は、その資産における価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。保有実質外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

< Bコース（為替ヘッジあり）>

ファンドが実質的に投資を行う外貨建資産については、為替変動リスクの低減のために、米ドルと対円での為替ヘッジを行いますが、この場合、為替ヘッジに伴うコストが発生し、基準価額が

変動する要因となります。なお、為替ヘッジを行う際には、通常、ヘッジ対象通貨と日本の金利差相当分程度の為替ヘッジコストがかかります。また、米ドル以外の通貨の資産にも投資を行いますので、米ドルと米ドル以外の投資通貨との間の為替変動の影響を受けます。したがって、当該為替ヘッジを行った場合においても、為替変動の影響を完全に排除できるものではありません。

2) カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

デリバティブ取引のリスク

ファンドが実質的に投資を行う外貨建て資産においてはデリバティブ（先物、オプション、スワップ等の金融派生商品）を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などの影響を受け、デリバティブが参照する原資産（証券、金利、通貨、指数等）の価格変動に伴い変動しますが、原資産の価格変動と比べてより大きく価格変動・下落することがあります。また、取引先リスク（取引相手の倒産などにより取引が実行されないこと）により損失を被る可能性があります。デリバティブの価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり投資元本を割り込むことがあります。

流動性に関するリスク

証券やその他の投資対象商品を売買する際、その市場規模や取引量が小さい場合は、流動性が低下し、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、価格の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。また、政治・経済情勢の急変時等においては、流動性が極端に低下し、より一層、価格変動が大きくなることも想定されます。このように流動性が低下した場合には、基準価額が下落する要因となり投資元本を割り込むことがあります。

< その他の留意事項 >

換金に関する制限

- 1) 信託期間中のロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルク証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行の休業日（詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問合わせください。）には、換金の申込みを受け付けません。
- 2) マザーファンドの運用の基本方針で定める投資信託証券の管理会社が指定する日に基づき、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合（12月24日等）には、換金の申込みを受け付けないことがあります。
- 3) 大口解約は、解約金額および受付時間に制限を設けさせていただく場合があります。別途、指定投資信託証券の解約制限の影響を受ける場合があります。

ファンドからの資金流出に伴うリスクおよび留意点

一部解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく変動する要因となります。また、保有証券の売却代金の回収までの期間、一時的にファンドで資金借入れを行うことによってファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。

短期金融商品の信用リスク

ファンドおよびマザーファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

収益分配金に関する留意点

ファンドは、決算時に諸経費等控除後の利息・配当収入と売買益の中から委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して収益の分配を行います。これにより一定水準の収益分配金が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。また、基準価額水準、市況動向等によっては、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。

信託の途中終了

信託契約の一部解約により、Aコース（為替ヘッジなし）、Bコース（為替ヘッジあり）それぞれの受益権の口数が25億口を下回ることとなった場合、または取引市場の混乱などその他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。

買付・換金の中止

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情が生じた場合には、受益権の買付、換金の各申込みの受付を中止すること、あるいはすでに受付けた当該申込みの受付を取り消すことがあります。

投資の基本方針に沿った運用ができない場合

ファンドが実質的に投資を行う市場の混乱やファンドに大量の解約が生じた場合などには、機動的に保有資産の売却ができないことが想定されます。こうした場合を含め、資金動向、市況動向その他の要因等によっては、投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

運用体制の変更

ファンドの運用体制は、今後、変更となる場合があります。

(2) リスク管理体制

ファンドの運用リスク管理

<シュローダー・グループ全体の運用リスク管理>

シュローダー・グループでは、発注および運用管理システムを導入し、投資ガイドラインチェック、ポートフォリオのモデリングおよびファンドマネジャーの運用指図、トレーダーの発注・約定などの業務プロセスを一貫して電子上で処理・管理しています。投資信託の約款に示されている運用方針や当社またはシュローダー・グループ内で统一的に定めた社内ルール等は、同システム上に設定されます。ファンドマネジャーがトレーダーに売買指示をする際に、システム上で投資ガイドラインに対する違反がないかどうかコンプライアンスチェックが実施され、遵守が確認されると注文はトレーダーに送信されます。遵守していない場合は、ただちにシステムから警告が発せられ、ファンドマネジャーは発注数量の変更や発注の取り消しなど必要な措置を講じることが要求されます。また、投資ガイドラインに抵触がないかどうかは、日次でポートフォリオ・コンプライアンスの担当者によりモニタリングされています。

内部牽制体制の整備状況

シュローダー・グループでは運用部門と管理部門を分離する一方、運用部門とトレーディング部門との分離もはかっています。これにより、運用部門は各ファンド毎に定められた投資制限の範囲内で投資判断を行い、トレーディング部門は最良発注および信託財産相互間の公平性の確保を目指しています。

また、当社のリスク部門等やシュローダー・グループの内部監査部門が各部門の業務手続きを見直し、改善の提言および改善の実施状況のチェックを行います。

さらに、当社のコンプライアンス部門のモニタリングにより各部門の手続きの遵守状況を定期的にチェックします。コンプライアンス部門ではまた、役職員に対し定期的にコンプライアンス・セッション等を行うことにより、関連法規制の重要事項および社内手続き等の周知徹底を行います。

内部検査・監査体制

当社のコンプライアンス部門は、年間モニタリング計画に基づいて、運用、営業、管理の各部門が法令・諸規則、協会諸規則および社内業務手続きに沿って運営されているかどうかについて管理体制等をチェックします。問題もしくは懸念事項が発見された場合には、必要な改善策とその実施スケジュールを各部門長と合意に至るまで協議し、合意された改善策の実施状況を確認します。また、シュローダー・グループの内部監査部門が定期的に当社を訪問し、各部門・業務に対する監査を行っています。

外部監査について

外部監査としては、会計監査並びに投信法に基づく投信ファンド監査、シュローダー・グループの財務諸表監査および諸手続きの監査、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）^{*} 準拠の検証、投資一任契約に係わる資産運用管理業務に係る内部統制についての検証が、各々監査法人により定期的実施されています。

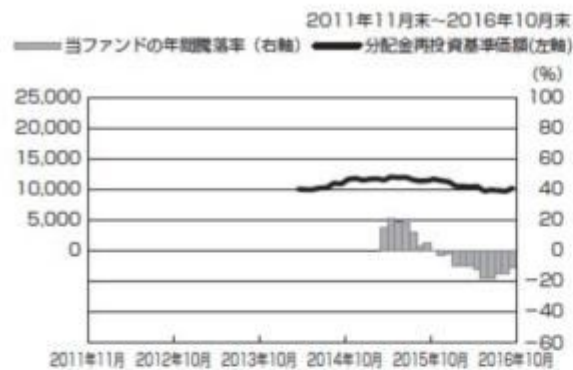
* グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）とは、IPC（Investment Performance Council）が所管するパフォーマンス基準（資産運用会社が自社の投資パフォーマンスの記録を顧客に対して提示するための基準）をいいます。

上記体制は平成28年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

参考情報

■ Aコース（為替ヘッジなし）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

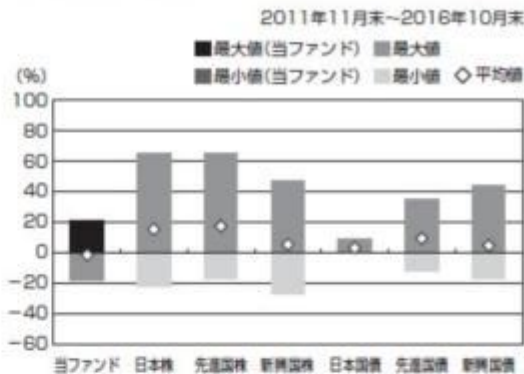


- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- * 年間騰落率は、2015年4月から2016年10月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

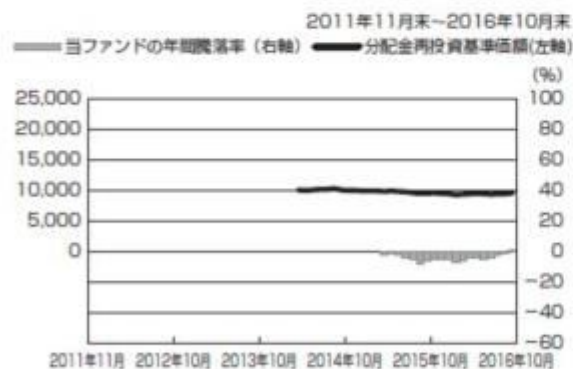


	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	21.1	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値	△18.2	△22.0	△17.5	△27.4	0.5	△12.3	△17.4
平均値	△1.6	15.0	17.7	5.4	3.1	9.4	4.9

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2011年11月から2016年10月の5年間(当ファンドは2015年4月から2016年10月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

■ Bコース（為替ヘッジあり）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

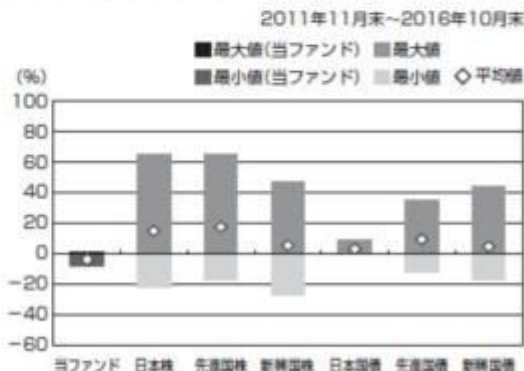


- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- * 年間騰落率は、2015年4月から2016年10月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	0.5	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値	△7.8	△22.0	△17.5	△27.4	0.5	△12.3	△17.4
平均値	△3.9	15.0	17.7	5.4	3.1	9.4	4.9

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2011年11月から2016年10月の5年間(当ファンドは2015年4月から2016年10月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

<p>各資産クラスの指数</p> <p>日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)</p> <p>先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)</p> <p>新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)</p> <p>日本国債・・・NOMURA-BPI国債</p> <p>先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)</p> <p>新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)</p> <p>(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。</p> <p>○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について</p> <p>騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の責任について、何らの責任も負いません。</p> <p>東証株価指数(TOPIX)(配当込み)</p> <p>東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。</p> <p>MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)</p> <p>MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。</p> <p>MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)</p> <p>MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。</p> <p>NOMURA-BPI国債</p> <p>NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、著作権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。</p> <p>シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)</p> <p>シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、著作権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。</p> <p>JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)</p> <p>JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。</p>

MSCIは、この資料に含まれるいかなるMSCIのデータについても、明示的・黙示的に保証せず、またいかなる責任も負いません。このMSCIのデータを再配布することは許可されません。また、他の指数やいかなる有価証券、金融商品の根拠として使用することもできません。MSCIはこの資料の内容の承認やレビューを行っておりません。また、MSCIはこの資料の作成者ではありません。いかなるMSCIのデータも、投資のアドバイスや、どのような種類の投資決定を行う事(又は行わない事)の推奨を行う意図は無く、また、そのようにみなされるべきものでもありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.24%（税抜3.00%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、受益権購入に伴い必要な商品等に関する説明・情報提供、および事務コスト等の対価です。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.323%（税抜1.225%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

	運用管理費用（信託報酬）の配分
委託会社	年率0.600%（税抜）
販売会社	年率0.600%（税抜）
受託会社	年率0.025%（税抜）
投資対象ファンド（投資運用会社）	ありません。
実質的な運用管理費用（信託報酬）	年率1.323%（税抜1.225%）

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

なお、マザーファンドが組入れる投資対象ファンド（投資運用会社）の信託報酬はありませんので、投資者が実質的に負担する信託報酬は年率1.323%（税抜1.225%）となります。

役務の内容	
委託会社	ファンドの運用判断、受託会社への指図、基準価額の算出ならびに公表、運用報告書・有価証券報告書等法定書面の作成、および受益者への情報提供資料の作成等
販売会社	運用報告書等各種書類の交付、口座内でのファンドの管理、および受益者への情報提供等
受託会社	ファンドの財産保管・管理、委託会社からの指図の実行等

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末（当該日が休業日の場合は翌営業日）または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

ファンドから支払われる費用には次のものがあります。

組入有価証券の売買委託手数料およびこれらに係る消費税等相当額

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、外貨建資産の保管等費用、借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託会社が立替えた立替金の利息およびこれらに係る消費税等相当額

その他の諸費用。なお、これらに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

- 1) 監査費用
- 2) 法律顧問・税務顧問への報酬および費用
- 3) 目論見書の作成・印刷・交付費用
- 4) 有価証券届出書・有価証券報告書等法定提出書類の作成・印刷・提出費用
- 5) 信託約款の作成・印刷・届出費用
- 6) 運用報告書の作成・印刷・交付費用
- 7) 公告に係る費用ならびに他の信託との併合、信託約款の変更および信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成・印刷・交付に係る費用
- 8) 投信振替制度に係る費用および手数料等
- 9) この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
- 10) 格付の取得に要する費用

委託会社は、上記の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率0.108%（税抜0.100%）相当額を上限として、係る諸費用の合計額とみなして、実際の金額のいかにかわらず、ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、係る諸費用の年率を見直し、0.108%（税抜0.100%）を上限としてこれを変更することができます。

上記の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。係る諸費用は、毎計算期末（当該日が休業日の場合は翌営業日）または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

マザーファンドが組入れる投資対象ファンドの純資産総額に対して年率0.06%程度を管理報酬、保管報酬、弁護士費用、および監査費用等の精算にあてております。この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。

上記の監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用です。

（４）その他の手数料等のうち、およびの費用は、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。また、上記の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）の適用対象です。

個人受益者の場合

1）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

^{*}解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

1）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

1）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

2）受益者が収益分配金を受け取る際

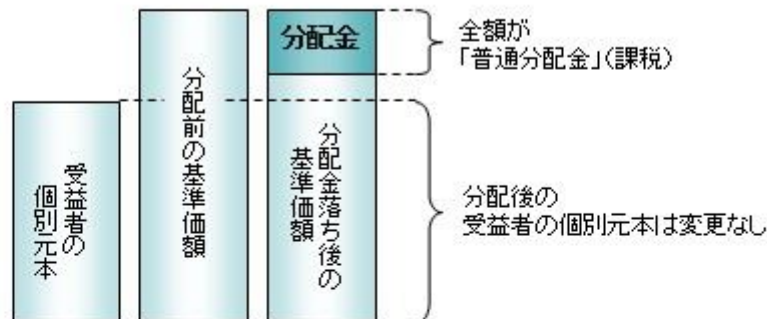
イ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場

合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

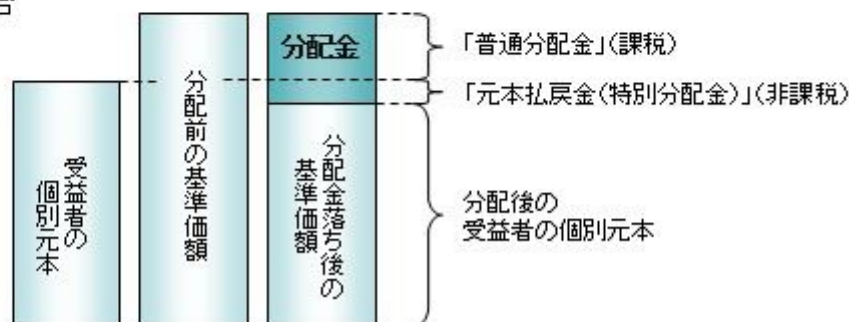
- ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
- ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



米国外口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）に基づく米国税務報告義務

米国における追加雇用対策法案の一環として、2010年3月18日に、2012年外国口座税務コンプライアンス法の規定が制定され、内国歳入法の一部となりました。FATCAには、外国金融機関（以下「FFI」という。）が、FATCAの目的における米国人またはFATCAの対象となる他の外国事業体により保有される受益証券に関する一定の情報を、米国内国歳入庁（以下「内国歳入庁」という。）に直接報告し、当該目的において追加の識別情報を集めるよう義務づける規定が含まれています。国内投資信託に関しては、ファンドおよびファンドの関係法人がFFIに該当し、それらが内国歳入庁に登録を行わない等FATCAの遵守が行われない場合、米国を源泉とする収益の支払および米国を源泉とする収益を生み出す有価証券の販売を行うことによりもたらされる総手取金額に関し、30%の源泉徴収税の対象となることがあります。

FATCA上課される義務を遵守する目的で、2014年7月1日から、販売会社は、自らの顧客の米国税務上の立場を確認するため、顧客がFATCAの目的における特定の米国人、米国人所有の非米国事業体もしくは非参加FFI（以下「NPFPI」という。）に該当する場合、または必要書類を速やかに提供しない場合、関係法令に従い、当該顧客に関する情報を内国歳入庁へ報告する必要があります。また、受益者は、FATCAの目的における米国人の定義が現行の米国人の定義よりも幅広い投資家を含みうることに留意が必要となります。

上記は平成28年10月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（毎月決算型）Aコース（為替ヘッジなし）】

以下の運用状況は2016年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,792,031	100.04
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		763	0.04
合計（純資産総額）		1,791,268	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託受益証券	シュローダー・グローバル債券戦略マザーファンド	1,695,234	1.0435	1,768,980	1.0571	1,792,031	100.04

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.04
合計	100.04

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末 (2014年10月20日)	4	4	1.0616	1.0616
第2特定期間末 (2015年 4月20日)	2	2	1.1617	1.1617
第3特定期間末 (2015年10月20日)	2	2	1.1324	1.1324
第4特定期間末 (2016年 4月20日)	1	1	1.0311	1.0311

第5特定期間末 (2016年10月20日)	1	1	1.0072	1.0072
2015年10月末日	2		1.1442	
11月末日	2		1.1675	
12月末日	2		1.1447	
2016年 1月末日	2		1.1317	
2月末日	1		1.0538	
3月末日	1		1.0595	
4月末日	1		1.0429	
5月末日	1		1.0598	
6月末日	1		0.9754	
7月末日	1		0.9919	
8月末日	1		0.9850	
9月末日	1		0.9715	
10月末日	1		1.0199	

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2014年 4月25日～2014年10月20日	0
第2特定期間	2014年10月21日～2015年 4月20日	0.0000
第3特定期間	2015年 4月21日～2015年10月20日	0.0000
第4特定期間	2015年10月21日～2016年 4月20日	0.0000
第5特定期間	2016年 4月21日～2016年10月20日	0.0000

【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第1特定期間	2014年 4月25日～2014年10月20日	6.16
第2特定期間	2014年10月21日～2015年 4月20日	9.43
第3特定期間	2015年 4月21日～2015年10月20日	2.52
第4特定期間	2015年10月21日～2016年 4月20日	8.95
第5特定期間	2016年 4月21日～2016年10月20日	2.32

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	2014年 4月25日～2014年10月20日	5,777,417	1,873,123

第2特定期間	2014年10月21日～2015年4月20日	810,684	2,232,931
第3特定期間	2015年4月21日～2015年10月20日	380,610	1,055,534
第4特定期間	2015年10月21日～2016年4月20日	3,580	0
第5特定期間	2016年4月21日～2016年10月20日	5,050	60,000

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【シュローダー・グローバル債券戦略ファンド(毎月決算型)Bコース(為替ヘッジあり)】

以下の運用状況は2016年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,083,395	104.07
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		81,415	4.07
合計(純資産総額)		2,001,980	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	シュローダー・グローバル債券戦略マザーファンド	1,970,859	1.0435	2,056,592	1.0571	2,083,395	104.07

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	104.07
合計	104.07

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末 (2014年10月20日)	2	2	1.0119	1.0119
第2特定期間末 (2015年 4月20日)	1	1	0.9892	0.9892
第3特定期間末 (2015年10月20日)	1	1	0.9522	0.9522
第4特定期間末 (2016年 4月20日)	1	1	0.9408	0.9408
第5特定期間末 (2016年10月20日)	1	1	0.9557	0.9557
2015年10月末日	1		0.9519	
11月末日	1		0.9567	
12月末日	1		0.9529	
2016年 1月末日	1		0.9397	
2月末日	1		0.9279	
3月末日	1		0.9391	
4月末日	1		0.9466	
5月末日	1		0.9511	
6月末日	1		0.9396	
7月末日	1		0.9361	
8月末日	1		0.9407	
9月末日	1		0.9446	
10月末日	2		0.9570	

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2014年 4月25日～2014年10月20日	0
第2特定期間	2014年10月21日～2015年 4月20日	0.0000
第3特定期間	2015年 4月21日～2015年10月20日	0.0000
第4特定期間	2015年10月21日～2016年 4月20日	0.0000
第5特定期間	2016年 4月21日～2016年10月20日	0.0000

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1特定期間	2014年 4月25日～2014年10月20日	1.19
第2特定期間	2014年10月21日～2015年 4月20日	2.24
第3特定期間	2015年 4月21日～2015年10月20日	3.74

第4特定期間	2015年10月21日～2016年 4月20日	1.20
第5特定期間	2016年 4月21日～2016年10月20日	1.58

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	2014年 4月25日～2014年10月20日	2,318,397	29,668
第2特定期間	2014年10月21日～2015年 4月20日	736,308	1,094,430
第3特定期間	2015年 4月21日～2015年10月20日	63,564	29,412
第4特定期間	2015年10月21日～2016年 4月20日	63,517	0
第5特定期間	2016年 4月21日～2016年10月20日	63,670	0

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）

シュローダー・グローバル債券戦略マザーファンド

以下の運用状況は2016年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	ルクセンブルク	15,786,166	97.36
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		427,722	2.64
合計（純資産総額）		16,213,888	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
ルクセンブルク	投資証券	Schroder International Selection Fund Strategic Bond Class J	980.55	15,763.19	15,456,599	16,098.22	15,785,111	97.36
ルクセンブルク	投資証券	Schroder International Selection Fund US Dollar Liquidity Class I	0.09	11,688.88	1,052	11,722.22	1,055	0.01

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	97.36
合 計	97.36

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考情報

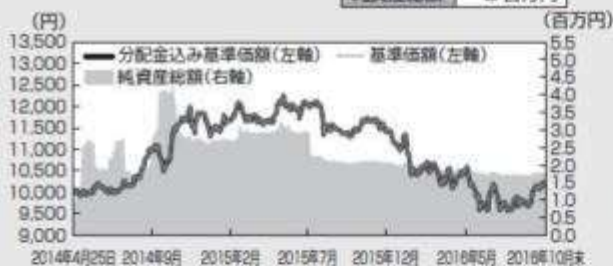
運用実績

基準価額・純資産の推移

■ 設定来の基準価額および純資産総額の推移 ■

<Aコース(為替ヘッジなし)>

基準価額	10,199円
純資産総額	2百万円

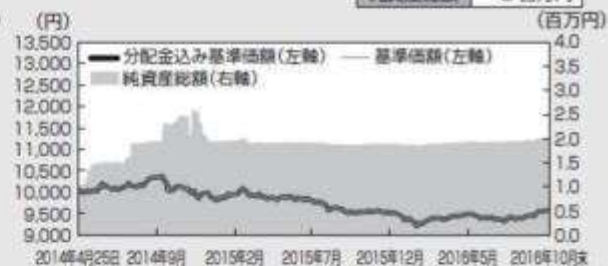


2014年4月25日 2014年9月 2015年2月 2015年7月 2015年12月 2016年5月 2016年10月末

※分配金込み基準価額は税引前分配金を再投資した場合の基準価額です。
 ※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。
 ※設定日：2014年4月25日

<Bコース(為替ヘッジあり)>

基準価額	9,570円
純資産総額	2百万円



2014年4月25日 2014年9月 2015年2月 2015年7月 2015年12月 2016年5月 2016年10月末

分配の推移

■ 分配金(1万口当たり、税引前) ■

決算期	Aコース	Bコース
2016年6月	0円	0円
2016年7月	0円	0円
2016年8月	0円	0円
2016年9月	0円	0円
2016年10月	0円	0円
直近1年間累計	0円	0円
設定来累計	0円	0円

主要な資産の状況

■ 資産構成比率 ■

順位	銘柄	種類	投資比率(%)
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ストラテジック・ボンド クラスJ投資証券	投資証券	97.4
2	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ドル・リクイディティ クラスI投資証券	投資証券	0.0

※投資比率はマザーファンドにおける純資産比です。

※債券種別構成比はマザーファンドの主要投資対象のうち、大部分の投資対象である、「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ストラテジック・ボンド クラスJ投資証券」の組入状況です。

■ 債券種別構成比 ■

債券種別	投資比率(%)
投資適格社債*	36.6
モーゲージ債等	18.3
ハイ・イールド社債*	14.5
政府機関債	13.9
国債	12.2
その他(デリバティブ含む)	1.8
キャッシュ等	2.7

*現物社債のみ

年間収益率の推移

<Aコース(為替ヘッジなし)>



2007年 2008年 2009年 2010年 2011年 2012年 2013年 2014年 2015年 2016年

※ファンドにベンチマークはありません。

※2014年4月25日が設定日のため、2013年以前の実績はありません。2014年は4月25日から12月末までの騰落率です。2016年は1月から10月末までの騰落率です。

※ファンドの騰落率は税引き前分配金を再投資した基準価額の騰落率です。

<Bコース(為替ヘッジあり)>



2007年 2008年 2009年 2010年 2011年 2012年 2013年 2014年 2015年 2016年

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

（3）スイッチング

・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。

・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。

・以下のファンド間でスイッチングを行なうことができます。

シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（毎月決算型）Aコース（為替ヘッジなし）

シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジあり）

販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングが行なえない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（4）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（5）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（6）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルク証券取引所またはロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行の休業日に該当する場合は、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付は行ないません。また、マザーファンドの運用の基本方針で定める投資信託証券の管理会社が指定する日に基づき、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合（12月24日等）においても、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（7）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（8）申込単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（9）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（10）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所^{*}における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

* 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

（11）米国人投資家に適用ある制限

ファンドは、1940年米国投資会社法（改正済）（以下「投資会社法」という。）に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。ファンドの受益証券は、1933年米国証券法（改正済）（以下「1933年証券法」といいます。）または米国のいずれかの州の証券法に基づき登録されておらず、登録される予定もなく、かかる受益証券は、1933年証券法および当該州の証券法またはその他の証券法を遵守する場合にのみ募集、販売、またはその他の方法により譲渡することができます。ファンドの受益証券は、米国内において、または米国人に対してもしくは米国人のために、もしくは、米国人が直接もしくは間接的な受益者である場合には、非米国人に対してもしくは非米国人のために、直接・間接的を問わず、募集または販売することができません。かかる目的において、米国人とは、1933年証券法に基づくレギュレーションSのルール902または1986年内国歳入法（改正済）（以下「歳入法」という。）に定められた定義のとおりとします。

1933年証券法に基づくレギュレーションSのルール902において、米国人とは、特に、米国に居住する自然人、および、個人ではない投資家については、(i)米国または米国の州の法律に基づき設立された会社またはパートナーシップ、(ii)(a)受託者が米国人である信託（当該受託者が専門受託人であり、米国人でない共同受託者が信託財産について単独または共有の投資裁量権を有し、信託の受益権者（および信託が取消不能の場合には信託設定者）が米国人ではない信託）、または(b)裁判所が信託に関し第一の管轄権を有し、かつ、一または複数の米国の受託人が信託に関するあらゆる実質的な決定を支配する権限を有する信託、および(iii)(a)すべての源泉から世界中の所得に課される米国の課税対象となる財団、または(b)米国人が遺言執行者または管財人である財団（米国人でない当該財団の遺言執行者または管財人が当該財団の資産について単独または共有の投資裁量権を有し、かつ、当該財団が外国の法律に準拠する場合を除く。）を含むものとして定義されています。

また、「米国人」という用語は、以下の目的において、主に安定的投資（コモディティ・プール、投資会社またはその他同様の事業体等）を目的に設立された事業体を意味します。(a)当該運営者が非米国人である参加者により米国商品先物取引委員会が制定した規則のパート4の一定要件を免除されている、コモディティ・プールへの米国人による投資を促進することを目的として設立された事業体、または(b)1933年証券法に基づき登録されていない証券への投資を主たる目的として米国人により設立された事業体（ただし、自然人、財団もしくは信託ではない「認可投資家」（1933年証券法に基づきルール501(a)に定義される。）により設立および所有されている場合にはこの限りではありません。）。

歳入法上、米国人という用語は、以下に掲げる者を意味します。即ち、(i)米国の市民または居住者、(ii)米国の法律に基づき設立されたパートナーシップまたはその政治的下位機関、(iii)米国の法律に基づき設立される米国連邦所得税の目的上法人とみなされる会社もしくはその他の事業体、またはその政治的下位機関、(iv)源泉に関わらず、その所得に対して米国連邦所得税を課される財団、または(v)(a)米国内の裁判所が信託の運営について主たる監督権を行使することができ、一もしくは複数の米国人が信託のすべての実質的な決定を支配する権限を有する場合の信託、もしくは(b)1996年8月20日に存在しており、米国人としてみなされるために適切に選択された信託です。

自身の地位について疑義がある場合には、自らの金融アドバイザーまたはその他の専門アドバイザーに確認することをお勧めします。

2【換金（解約）手続等】

< 解約請求による換金 >

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時まで、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日がロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルク証券取引所またはロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行の休業日に該当する場合は、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付は行ないません。また、マザーファンドの運用の基本方針で定める投資信託証券の管理会社が指定する日に基づき、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合（12月24日等）においても、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

シュロダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号：03-5293-1323

受付時間：午前9時～午後5時まで（土、日、祝日は除きます）

ホームページアドレス：<http://www.schroders.co.jp/>

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。
 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
 詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

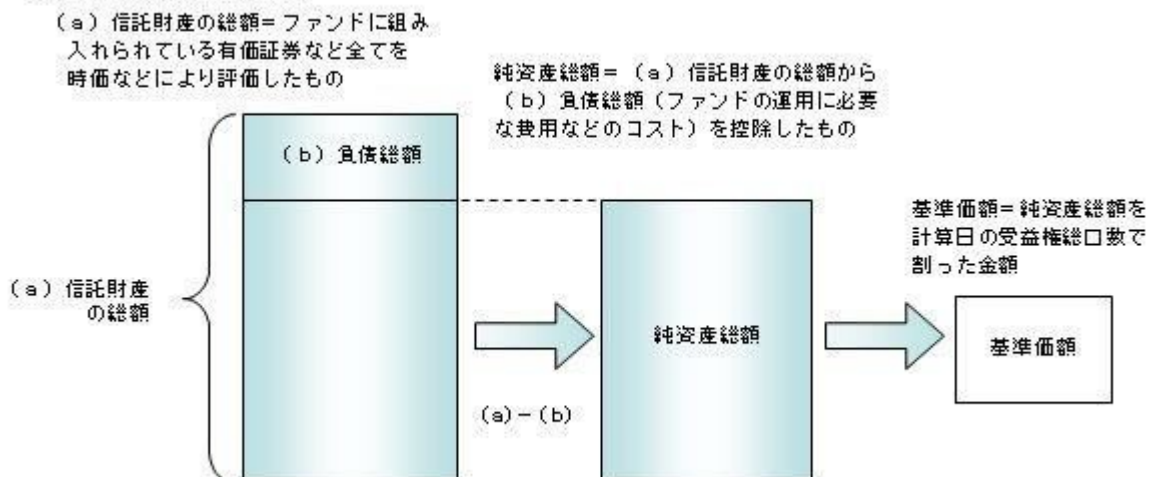
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入公社債を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

<主な資産の評価方法>

マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号：03-5293-1323

受付時間：午前9時～午後5時まで（土、日、祝日は除きます）

ホームページアドレス：<http://www.schroders.co.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

平成31年 4月19日までとします（平成26年 4月25日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

毎月21日から翌月20日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

信託の終了（繰上償還）

1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 受益者の解約により各ファンドの受益権の口数が25億口を下回るようになった場合

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) やむを得ない事情が発生したとき

2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）

ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。

・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

信託約款の変更など

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回（4月、10月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は原則として知っている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス：<http://www.schroders.co.jp/>

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5特定期間(平成28年4月21日から平成28年10月20日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（毎月決算型）Aコース（為替ヘッジなし）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第4特定期間 (平成28年 4月20日現在)	第5特定期間 (平成28年10月20日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,869,062	1,770,511
流動資産合計	1,869,062	1,770,511
資産合計	1,869,062	1,770,511
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	33	35
未払委託者報酬	1,941	1,846
その他未払費用	150	150
流動負債合計	2,124	2,031
負債合計	2,124	2,031
純資産の部		
元本等		
元本	1,810,703	1,755,753
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	56,235	12,727
（分配準備積立金）	225,097	237,952
元本等合計	1,866,938	1,768,480
純資産合計	1,866,938	1,768,480
負債純資産合計	1,869,062	1,770,511

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4特定期間 (自 平成27年10月21日 至 平成28年 4月20日)	第5特定期間 (自 平成28年 4月21日 至 平成28年10月20日)
営業収益		
有価証券売買等損益	169,222	32,395
営業収益合計	169,222	32,395
営業費用		
受託者報酬	269	213
委託者報酬	12,914	11,553
その他費用	1,023	926
営業費用合計	14,206	12,692
営業利益又は営業損失()	183,428	45,087
経常利益又は経常損失()	183,428	45,087
当期純利益又は当期純損失()	183,428	45,087
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	-	263
期首剰余金又は期首欠損金()	239,246	56,235
剰余金増加額又は欠損金減少額	417	1,407
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	1,372
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	417	35
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	91
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	91
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	56,235	12,727

（ 3 ）【注記表】

（ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（ 貸借対照表に関する注記 ）

	第4特定期間 [平成28年 4月20日現在]	第5特定期間 [平成28年10月20日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	1,807,123円	1,810,703円
期中追加設定元本額	3,580円	5,050円
期中解約元本額	- 円	60,000円
2. 受益権の総数	1,810,703口	1,755,753口

（ 損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

	第4特定期間 自 平成27年10月21日 至 平成28年 4月20日	第5特定期間 自 平成28年 4月21日 至 平成28年10月20日
分配金の計算過程	（平成27年10月21日から平成27年11月20日まで） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（4,856円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（188,744円）及び分配準備積立金（203,889円）より、分配対象収益は397,489円（1万口当たり2,197.95円）であります。分配を行っておりません。	（平成28年 4月21日から平成28年 5月20日まで） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（4,326円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（189,365円）及び分配準備積立金（225,097円）より、分配対象収益は418,788円（1万口当たり2,312.20円）であります。分配を行っておりません。

<p>（平成27年11月21日から平成27年12月21日まで）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（7,592円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（188,839円）及び分配準備積立金（208,745円）より、分配対象収益は405,176円（1万口当たり2,239.93円）ですが、分配を行っておりません。</p>	<p>（平成28年 5月21日から平成28年 6月20日まで）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,312円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（189,474円）及び分配準備積立金（229,423円）より、分配対象収益は421,209円（1万口当たり2,324.97円）ですが、分配を行っておりません。</p>
<p>（平成27年12月22日から平成28年 1月20日まで）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（188,938円）及び分配準備積立金（216,337円）より、分配対象収益は405,275円（1万口当たり2,239.93円）ですが、分配を行っておりません。</p>	<p>（平成28年 6月21日から平成28年 7月20日まで）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（4,040円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（186,455円）及び分配準備積立金（227,898円）より、分配対象収益は418,393円（1万口当たり2,347.62円）ですが、分配を行っておりません。</p>
<p>（平成28年 1月21日から平成28年 2月22日まで）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,411円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（189,037円）及び分配準備積立金（216,337円）より、分配対象収益は407,785円（1万口当たり2,253.24円）ですが、分配を行っておりません。</p>	<p>（平成28年 7月21日から平成28年 8月22日まで）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,121円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（186,695円）及び分配準備積立金（231,938円）より、分配対象収益は420,754円（1万口当たり2,359.52円）ですが、分配を行っておりません。</p>
<p>（平成28年 2月23日から平成28年 3月22日まで）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（3,882円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（189,144円）及び分配準備積立金（218,748円）より、分配対象収益は411,774円（1万口当たり2,274.69円）ですが、分配を行っておりません。</p>	<p>（平成28年 8月23日から平成28年 9月20日まで）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（3,828円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（183,795円）及び分配準備積立金（230,121円）より、分配対象収益は417,744円（1万口当たり2,381.33円）ですが、分配を行っておりません。</p>

	<p>（平成28年 3月23日から平成28年 4月20日まで）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,467円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（189,252円）及び分配準備積立金（222,630円）より、分配対象収益は414,349円（1万口当たり2,288.31円）ですが、分配を行っておりません。</p>	<p>（平成28年 9月21日から平成28年10月20日まで）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（4,003円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（184,159円）及び分配準備積立金（233,949円）より、分配対象収益は422,111円（1万口当たり2,404.13円）ですが、分配を行っておりません。</p>
--	---	---

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	第4特定期間 自 平成27年10月21日 至 平成28年 4月20日	第5特定期間 自 平成28年 4月21日 至 平成28年10月20日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、有価証券の内容は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第4特定期間 [平成28年 4月20日現在]	第5特定期間 [平成28年10月20日現在]
1. 計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第4特定期間(平成28年 4月20日現在)

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	37,010円
合計	37,010円

第5特定期間(平成28年10月20日現在)

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	53,438円
合計	53,438円

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第4特定期間 [平成28年 4月20日現在]	第5特定期間 [平成28年10月20日現在]
1口当たり純資産額	1.0311円	1.0072円
(1万口当たり純資産額)	(10,311円)	(10,072円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	シュローダー・グローバル債券戦略マザーファンド	1,696,705	1,770,511	
合計		1,696,705	1,770,511	

注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジあり）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第4特定期間 (平成28年 4月20日現在)	第5特定期間 (平成28年10月20日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,844,679	2,058,899
派生商品評価勘定	65,872	-
流動資産合計	1,910,551	2,058,899
資産合計	1,910,551	2,058,899
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	298	57,315
未払受託者報酬	33	36
未払委託者報酬	1,950	2,112
その他未払費用	149	160
流動負債合計	2,430	59,623
負債合計	2,430	59,623
純資産の部		
元本等		
元本	2,028,276	2,091,946
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	120,155	92,670
（分配準備積立金）	85,657	102,502
元本等合計	1,908,121	1,999,276
純資産合計	1,908,121	1,999,276
負債純資産合計	1,910,551	2,058,899

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4特定期間 (自 平成27年10月21日 至 平成28年 4月20日)	第5特定期間 (自 平成28年 4月21日 至 平成28年10月20日)
営業収益		
有価証券売買等損益	157,138	22,938
為替差損益	147,846	78,702
営業収益合計	9,292	55,764
営業費用		
受託者報酬	216	217
委託者報酬	12,193	12,618
その他費用	947	11,772
営業費用合計	13,356	24,607
営業利益又は営業損失()	22,648	31,157
経常利益又は経常損失()	22,648	31,157
当期純利益又は当期純損失()	22,648	31,157
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	-	-
期首剰余金又は期首欠損金()	93,985	120,155
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,522	3,672
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,522	3,672
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	120,155	92,670

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成の為の基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第4特定期間 [平成28年 4月20日現在]	第5特定期間 [平成28年10月20日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	1,964,759円	2,028,276円
期中追加設定元本額	63,517円	63,670円
期中解約元本額	- 円	- 円
2. 受益権の総数	2,028,276口	2,091,946口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は120,155円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は92,670円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第4特定期間 自 平成27年10月21日 至 平成28年 4月20日	第5特定期間 自 平成28年 4月21日 至 平成28年10月20日

<p>分配金の計算過程</p>	<p>（平成27年10月21日から平成27年11月20日まで） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（3,518円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（36,085円）及び分配準備積立金（66,440円）より、分配対象収益は106,043円（1万口当たり536.84円）ですが、分配を行っておりません。</p> <p>（平成27年11月21日から平成27年12月21日まで） 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（6,924円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（36,669円）及び分配準備積立金（69,958円）より、分配対象収益は113,551円（1万口当たり571.82円）ですが、分配を行っておりません。</p> <p>（平成27年12月22日から平成28年 1月20日まで） 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（37,270円）及び分配準備積立金（76,882円）より、分配対象収益は114,152円（1万口当たり571.83円）ですが、分配を行っておりません。</p> <p>（平成28年 1月21日から平成28年 2月22日まで） 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,087円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（37,880円）及び分配準備積立金（76,882円）より、分配対象収益は116,849円（1万口当たり582.22円）ですが、分配を行っておりません。</p>	<p>（平成28年 4月21日から平成28年 5月20日まで） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（4,042円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（39,845円）及び分配準備積立金（85,657円）より、分配対象収益は129,544円（1万口当たり635.35円）ですが、分配を行っておりません。</p> <p>（平成28年 5月21日から平成28年 6月20日まで） 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,187円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（40,514円）及び分配準備積立金（89,699円）より、分配対象収益は132,400円（1万口当たり646.03円）ですが、分配を行っておりません。</p> <p>（平成28年 6月21日から平成28年 7月20日まで） 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（41,225円）及び分配準備積立金（91,886円）より、分配対象収益は133,111円（1万口当たり646.14円）ですが、分配を行っておりません。</p> <p>（平成28年 7月21日から平成28年 8月22日まで） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,475円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（41,917円）及び分配準備積立金（91,886円）より、分配対象収益は136,278円（1万口当たり658.09円）ですが、分配を行っておりません。</p>
-----------------	---	---

<p>（平成28年 2月23日から平成28年 3月22日まで）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（3,917円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（38,506円）及び分配準備積立金（78,969円）より、分配対象収益は121,392円（1万口当たり601.63円）ですが、分配を行っておりません。</p> <p>（平成28年 3月23日から平成28年 4月20日まで）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,771円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（39,170円）及び分配準備積立金（82,886円）より、分配対象収益は124,827円（1万口当たり615.42円）ですが、分配を行っておりません。</p>	<p>（平成28年 8月23日から平成28年 9月20日まで）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（3,743円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（42,617円）及び分配準備積立金（94,361円）より、分配対象収益は140,721円（1万口当たり676.08円）ですが、分配を行っておりません。</p> <p>（平成28年 9月21日から平成28年10月20日まで）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（4,398円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（43,331円）及び分配準備積立金（98,104円）より、分配対象収益は145,833円（1万口当たり697.10円）ですが、分配を行っておりません。</p>
---	---

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	第4特定期間 自 平成27年10月21日 至 平成28年 4月20日	第5特定期間 自 平成28年 4月21日 至 平成28年10月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、有価証券の内容は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 当ファンドは為替変動リスクの低減を図ることを目的として、為替予約取引を行っております。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。	同左
-------------------	--	----

金融商品の時価等に関する事項

	第4特定期間 [平成28年 4月20日現在]	第5特定期間 [平成28年10月20日現在]
1. 計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

第4特定期間(平成28年 4月20日現在)

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	36,555円
合計	36,555円

第5特定期間(平成28年10月20日現在)

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	62,165円
合計	62,165円

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

第4特定期間(平成28年 4月20日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建	1,843,252	-	1,777,678	65,574
	米ドル	1,843,252	-	1,777,678	65,574
	合計	1,843,252	-	1,777,678	65,574

第5特定期間(平成28年10月20日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建	1,899,402	-	1,956,717	57,315
	米ドル	1,899,402	-	1,956,717	57,315
	合計	1,899,402	-	1,956,717	57,315

（注）時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第4特定期間 [平成28年 4月20日現在]	第5特定期間 [平成28年10月20日現在]
1口当たり純資産額	0.9408円	0.9557円
(1万口当たり純資産額)	(9,408円)	(9,557円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	シュローダー・グローバル債券戦略マザーファンド	1,973,071	2,058,899	

合計	1,973,071	2,058,899	
----	-----------	-----------	--

注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

当ファンドは「シュロージャー・グローバル債券戦略マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。
なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「シュロージャー・グローバル債券戦略マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（参考）

シュロージャー・グローバル債券戦略マザーファンド

貸借対照表

	（単位：円）	
	（平成28年 4月20日現在）	（平成28年10月20日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	305,329	466,470
投資証券	15,259,751	15,617,709
流動資産合計	15,565,080	16,084,179
資産合計	15,565,080	16,084,179
負債の部		
流動負債		
未払解約金	42,848	-
その他未払費用	-	20
流動負債合計	42,848	20
負債合計	42,848	20
純資産の部		
元本等		
元本	14,635,483	15,413,327
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	886,749	670,832
元本等合計	15,522,232	16,084,159

(平成28年 4月20日現在)

(平成28年10月20日現在)

純資産合計	15,522,232	16,084,159
負債純資産合計	15,565,080	16,084,179

(注)「シュローダー・グローバル債券戦略マザーファンド」の計算期間は原則として毎年4月21日から翌年4月20日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は、平成28年 4月20日及び平成28年10月20日における同ファンドの状況であります。

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成の為の基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[平成28年 4月20日現在]	[平成28年10月20日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	15,949,333円	14,635,483円
期中追加設定元本額	4,822,584円	1,326,343円
期中解約元本額	6,136,434円	548,499円
元本の内訳		
ファンド名		
シュローダー・グローバル債券戦略ファンド(毎月決算型)Aコース(為替ヘッジなし)	1,762,269円	1,696,705円
シュローダー・グローバル債券戦略ファンド(毎月決算型)Bコース(為替ヘッジあり)	1,739,279円	1,973,071円
シュローダー・グローバル債券戦略ファンド(1年決算型)Aコース(為替ヘッジなし)	5,773,624円	5,966,428円
シュローダー・グローバル債券戦略ファンド(1年決算型)Bコース(為替ヘッジあり)	5,360,311円	5,777,123円

計	14,635,483円	15,413,327円
2. 受益権の総数	14,635,483口	15,413,327口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	自 平成27年10月21日 至 平成28年 4月20日	自 平成28年 4月21日 至 平成28年10月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、有価証券の内容は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 当ファンドは為替変動リスクの低減を図ることを目的として、為替予約取引を行っております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	[平成28年 4月20日現在]	[平成28年10月20日現在]
1. 計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券	(1)有価証券

	「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（平成28年 4月20日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	513,348円
合計	513,348円

（平成28年10月20日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	336,953円
合計	336,953円

注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日からシュローダー・グローバル債券戦略ファンド（毎月決算型）Aコース（為替ヘッジなし）、シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジあり）の期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	[平成28年 4月20日現在]	[平成28年10月20日現在]
1口当たり純資産額	1.0606円	1.0435円
(1万口当たり純資産額)	(10,606円)	(10,435円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	Schroder International Selection Fund Strategic Bond Class J	980.55	150,652.78	
		Schroder International Selection Fund US Dollar Liquidity Class I	0.09	10.06	
	米ドル 小計		980.64	150,662.84 (15,617,709)	
合計				15,617,709 (15,617,709)	

注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄の金額は円で表示しております。また()内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券 2銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ストラテジック・ボンドクラスJ投資証券」および「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ドル・リクイディティクラスI投資証券」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、すべて同投資対象ファンドの投資証券です。投資対象ファンドの状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

投資対象ファンドの状況

投資対象ファンドはルクセンブルグ籍ドル建て外国投資法人であります。投資対象ファンドは、計算期間（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）が終了し、ルクセンブルグにおいて現地の法律に基づき財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております。

以下に記載した情報は、現地において作成された直近入手可能な決算報告書（中間決算）の原文の一部を委託会社が翻訳したものであります。決算報告書（中間決算）は、中間計算期間末のため独立の監査人による財務書類の監査はを受けておりません。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ストラテジック・ボンド 2016年6月期半 期報告書

2016年6月30日現在の貸借対照表

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファン
ド・
ストラテジック・ボンド
(米ドル)

資産

投資

有価証券取得価額	1,751,011,561
未実現評価益/（損）	(49,837,451)
有価証券評価額	1,701,174,110

未実現評価益/（損）

外国為替先渡契約	(41,143,330)
先物契約	(13,726,340)
インフレーションスワップ契約	(557,870)
クレジット・デフォルト・スワップ契約	(6,526,749)
	1,639,219,821

銀行預金	37,207,620
外国為替先渡契約に係る未収証拠金	68,374,331
外国為替先渡契約に係る未収追加証拠金	20,157,493
未収追加金	445,362
未収配当金および未収利息	7,825,488

資産計**1,773,230,115****負債**

有価証券未払金	8,615,351
未払解約金	2,399,927
未払配当金	1,389,131
未払運用報酬	522,103
その他未払金	732,608
オプションおよびスワップオプションの正味時価評価額	577,978

負債計**14,237,098****純資産総額****1,758,993,017**

シュロージャー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ストラテジック・ボンド
(米ドル)

純資産総額

2016年6月30日現在 1,758,993,017

発行済投資証券口数

2016年6月30日現在	Class A Dis	308,298
	Class A Dis AUD	-
	Class A Dis AUD Hedged	-
	Class A Dis CHF	-
	Class A Dis CHF Hedged	-
	Class A Dis EUR	-
	Class A Dis EUR Hedged	675,162
	Class A Dis GBP	-
	Class A Dis GBP Hedged	37,677
	Class A Dis HKD	-

Class A Dis NOK Hedged	-
Class A Dis RMB Hedged	-
Class A Dis SEK Hedged	-
Class A Dis SGD	-
Class A Dis SGD Hedged	-
Class A Dis USD	-
Class A Dis USD Hedged	-
Class AX Dis	-
Class B Dis	-
Class B Dis EUR Hedged	620,649
Class C Dis	7,808
Class C Dis CHF Hedged	-
Class C Dis EUR	-
Class C Dis EUR Hedged	-
Class C Dis GBP	-
Class C Dis GBP Hedged	-
Class C Dis JPY Hedged	-
Class C Dis SEK Hedged	-
Class C Dis USD	-
Class C Dis USD Hedged	-
Class D Dis	-
Class I Dis	-
Class I Dis EUR	-
Class I Dis EUR Hedged	-
Class I Dis GBP	-
Class I Dis GBP Hedged	884,432
Class IZ Dis	-
Class IZ Dis EUR	-
Class J Dis	951
Class J Dis JPY	-
Class S Dis	14
Class S Dis EUR	-
Class S Dis EUR Hedged	-
Class S Dis GBP	-
Class S Dis GBP Hedged	-
Class S Dis USD Hedged	-
Class X Dis	-
Class Z Dis	-
Class Z Dis AUD Hedged	-
Class Z Dis EUR	-
Class Z Dis EUR Hedged	-
Class Z Dis GBP	-
Class Z Dis GBP Hedged	-
Class Z Dis HKD	-
Class Z Dis RMB Hedged	-
Class Z Dis SGD Hedged	-
Class A1 Dis	-
Class A1 Dis AUD Hedged	-
Class A1 Dis EUR	-
Class A1 Dis EUR Hedged	197,272
Class A1 Dis PLN Hedged	-

Class A1 Dis USD	-
Class A1 Dis USD Hedged	-
Class X1 Dis	-
Class A Acc	438,192
Class A Acc AUD Hedged	-
Class A Acc CHF	-
Class A Acc CHF Hedged	2,438
Class A Acc EUR	-
Class A Acc EUR Hedged	743,716
Class A Acc EUR Duration Hedged	-
Class A Acc GBP	-
Class A Acc GBP Hedged	-
Class A Acc HKD	-
Class A Acc NOK	-
Class A Acc NOK Hedged	-
Class A Acc PLN Hedged	-
Class A Acc RMB Hedged	-
Class A Acc SEK	-
Class A Acc SEK Hedged	22,525
Class A Acc SGD	-
Class A Acc SGD Hedged	-
Class A Acc USD	-
Class A Acc USD Hedged	-
Class B Acc	197,197
Class B Acc EUR	-
Class B Acc EUR Hedged	404,025
Class B Acc USD Hedged	-
Class C Acc	66,503
Class C Acc AUD	-
Class C Acc CHF	-
Class C Acc CHF Hedged	500
Class C Acc EUR	-
Class C Acc EUR Hedged	701,377
Class C Acc EUR Duration Hedged	-
Class C Acc GBP	-
Class C Acc GBP Hedged	151,366
Class C Acc JPY Hedged	-
Class C Acc RMB Hedged	-
Class C Acc SEK Hedged	-
Class C Acc USD	-
Class C Acc USD Hedged	-
Class D Acc	-
Class D Acc EUR	-
Class D Acc USD Hedged	-
Class E Acc	-
Class E Acc CHF Hedged	-
Class E Acc EUR Hedged	-
Class E Acc GBP Hedged	-
Class E Acc USD	-

Class F Acc SGD	-
Class I Acc	1,455,865
Class I Acc AUD	-
Class I Acc CHF	-
Class I Acc CHF Hedged	-
Class I Acc EUR	-
Class I Acc EUR Hedged	67,361
Class I Acc GBP	-
Class I Acc GBP Hedged	3,326,450
Class I Acc JPY Hedged	-
Class I Acc USD	-
Class I Acc USD Hedged	-
Class I Acc USD Duration Hedged	-
Class IZ Acc	-
Class IZ Acc EUR	-
Class IZ Acc GBP	-
Class J Acc JPY	-
Class R Acc	-
Class R Acc GBP Hedged	-
Class R Acc USD Hedged	-
Class S Acc	-
Class S Acc EUR	-
Class S Acc EUR Hedged	-
Class S Acc GBP Hedged	-
Class X Acc	-
Class X Acc GBP Hedged	-
Class Y Acc	-
Class Z Acc	-
Class Z Acc AUD Hedged	-
Class Z Acc CHF Hedged	-
Class Z Acc EUR	-
Class Z Acc EUR Hedged	-
Class Z Acc EUR Duration Hedged	-
Class Z Acc GBP	-
Class Z Acc GBP Hedged	-
Class Z Acc NOK	-
Class Z Acc SGD Hedged	-
Class Z Acc USD Hedged	-
Class A1 Acc	202,947
Class A1 Acc EUR	-
Class A1 Acc EUR Hedged	194,434
Class A1 Acc GBP Hedged	-
Class A1 Acc PLN Hedged	-
Class A1 Acc SEK	-
Class A1 Acc USD	-
Class A1 Acc USD Hedged	-
Class X1 Acc	-
Class X1 Acc GBP	-

シュロージャー・インターナショナル・セレクシ
ン・ファンド・ストラテジック・ボンド
(米ドル)

一口当たり純資産価額

2016年6月30日現在

Class A Dis	92.0267
Class A Dis AUD	-
Class A Dis AUD Hedged	-
Class A Dis CHF	-
Class A Dis CHF Hedged	-
Class A Dis EUR	-
Class A Dis EUR Hedged	107.7713
Class A Dis GBP	-
Class A Dis GBP Hedged	103.9899
Class A Dis HKD	-
Class A Dis NOK Hedged	-
Class A Dis RMB Hedged	-
Class A Dis SEK Hedged	-
Class A Dis SGD	-
Class A Dis SGD Hedged	-
Class A Dis USD	-
Class A Dis USD Hedged	-
Class AX Dis	-
Class B Dis	-
Class B Dis EUR Hedged	103.2108
Class C Dis	108.4316
Class C Dis CHF Hedged	-
Class C Dis EUR	-
Class C Dis EUR Hedged	-
Class C Dis GBP	-
Class C Dis GBP Hedged	-
Class C Dis JPY Hedged	-
Class C Dis SEK Hedged	-
Class C Dis USD	-
Class C Dis USD Hedged	-
Class D Dis	-
Class I Dis	-
Class I Dis EUR	-
Class I Dis EUR Hedged	-
Class I Dis GBP	-
Class I Dis GBP Hedged	149.2891
Class IZ Dis	-
Class IZ Dis EUR	-
Class J Dis	149.8956
Class J Dis JPY	-
Class S Dis	109.6600
Class S Dis EUR	-
Class S Dis EUR Hedged	-
Class S Dis GBP	-
Class S Dis GBP Hedged	-
Class S Dis USD Hedged	-
Class X Dis	-

Class Z Dis	-
Class Z Dis AUD Hedged	-
Class Z Dis EUR	-
Class Z Dis EUR Hedged	-
Class Z Dis GBP	-
Class Z Dis GBP Hedged	-
Class Z Dis HKD	-
Class Z Dis RMB Hedged	-
Class Z Dis SGD Hedged	-
Class A1 Dis	-
Class A1 Dis AUD Hedged	-
Class A1 Dis EUR	-
Class A1 Dis EUR Hedged	103.7837
Class A1 Dis PLN Hedged	-
Class A1 Dis USD	-
Class A1 Dis USD Hedged	-
Class X1 Dis	-
Class A Acc	138.7173
Class A Acc AUD Hedged	-
Class A Acc CHF	-
Class A Acc CHF Hedged	95.6186
Class A Acc EUR	-
Class A Acc EUR Hedged	131.2454
Class A Acc EUR Duration Hedged	-
Class A Acc GBP	-
Class A Acc GBP Hedged	-
Class A Acc HKD	-
Class A Acc NOK	-
Class A Acc NOK Hedged	-
Class A Acc PLN Hedged	-
Class A Acc RMB Hedged	-
Class A Acc SEK	-
Class A Acc SEK Hedged	1,061.5710
Class A Acc SGD	-
Class A Acc SGD Hedged	-
Class A Acc USD	-
Class A Acc USD Hedged	-
Class B Acc	130.8071
Class B Acc EUR	-
Class B Acc EUR Hedged	123.7403
Class B Acc USD Hedged	-
Class C Acc	146.9783
Class C Acc AUD	-
Class C Acc CHF	-
Class C Acc CHF Hedged	97.0254
Class C Acc EUR	-
Class C Acc EUR Hedged	139.2071
Class C Acc EUR Duration Hedged	-
Class C Acc GBP	-

Class C Acc GBP Hedged	142.6294
Class C Acc JPY Hedged	-
Class C Acc RMB Hedged	-
Class C Acc SEK Hedged	-
Class C Acc USD	-
Class C Acc USD Hedged	-
Class D Acc	-
Class D Acc EUR	-
Class D Acc USD Hedged	-
Class E Acc	-
Class E Acc CHF Hedged	-
Class E Acc EUR Hedged	-
Class E Acc GBP Hedged	-
Class E Acc USD	-
Class F Acc SGD	-
Class I Acc	160.3676
Class I Acc AUD	-
Class I Acc CHF	-
Class I Acc CHF Hedged	-
Class I Acc EUR	-
Class I Acc EUR Hedged	151.7887
Class I Acc GBP	-
Class I Acc GBP Hedged	149.9929
Class I Acc JPY Hedged	-
Class I Acc USD	-
Class I Acc USD Hedged	-
Class I Acc USD Duration Hedged	-
Class IZ Acc	-
Class IZ Acc EUR	-
Class IZ Acc GBP	-
Class J Acc JPY	-
Class R Acc	-
Class R Acc GBP Hedged	-
Class R Acc USD Hedged	-
Class S Acc	-
Class S Acc EUR	-
Class S Acc EUR Hedged	-
Class S Acc GBP Hedged	-
Class X Acc	-
Class X Acc GBP Hedged	-
Class Y Acc	-
Class Z Acc	-
Class Z Acc AUD Hedged	-
Class Z Acc CHF Hedged	-
Class Z Acc EUR	-
Class Z Acc EUR Hedged	-
Class Z Acc EUR Duration Hedged	-
Class Z Acc GBP	-
Class Z Acc GBP Hedged	-

Class Z Acc NOK	-
Class Z Acc SGD Hedged	-
Class Z Acc USD Hedged	-
Class A1 Acc	131.6426
Class A1 Acc EUR	-
Class A1 Acc EUR Hedged	124.6136
Class A1 Acc GBP Hedged	-
Class A1 Acc PLN Hedged	-
Class A1 Acc SEK	-
Class A1 Acc USD	-
Class A1 Acc USD Hedged	-
Class X1 Acc	-
Class X1 Acc GBP	-

各クラスの一割当たり純資産価額（NAV）は、各クラスの基軸通貨で表示しております。

2016年6月30日現在の投資有価証券明細表

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ ストラテジック・ボンド

株式数または元本額	公的取引所への上場承認を受けた 譲渡可能証券および短期金融市場証券	評価額 (米ドル)	純資産構成比 (%)
オーストラリア		7,900,270	0.45
EUR 6,700,000	BHP Billiton Finance variable 22/10/2079	7,900,270	0.45
オーストリア		7,280,345	0.41
EUR 5,300,000	BAWAG PSK Bank fuer Arbeit und Wirtschaft und Oesterreichische Postsparkasse EMTN 8.125% 30/10/2023	7,280,345	0.41
ベルギー		49,014,253	2.79
EUR 12,840,000	Anheuser-Busch InBev EMTN FRN 17/03/2020	14,417,989	0.82
USD 3,975,000	Anheuser-Busch InBev Finance 3.3% 01/02/2023	4,181,621	0.24
USD 30,290,000	Belgium Government EMTN 1.125% 05/03/2018	30,414,643	1.73
カナダ		15,239,426	0.87
GBP 3,000,000	Bank of Montreal EMTN FRN 24/10/2016	4,044,957	0.23
USD 1,790,000	Bank of Nova Scotia 2.45% 22/03/2021	1,836,057	0.11
GBP 5,000,000	Bank of Nova Scotia EMTN FRN 20/09/2016	6,740,350	0.38
EUR 2,300,000	Cott Finance RegS 5.5% 01/07/2024	2,618,062	0.15
中国		6,256,808	0.36
USD 2,000,000	Haitian International 2% 13/02/2019	1,991,250	0.12
USD 4,100,000	Semiconductor Manufacturing International 0% 07/11/2018	4,265,558	0.24
フランス		111,501,208	6.34
EUR 14,700,000	Banque Federative du Credit Mutuel EMTN 0.25% 14/06/2019	16,416,287	0.93

USD	3,970,000	BPCE 144A 5.15% 21/07/2024	4,140,174	0.23
GBP	8,000,000	BPCE EMTN FRN 06/03/2017	10,796,144	0.61
EUR	23,000,000	Caisse Centrale du Credit Immobilier de France EMTN FRN 01/03/2018	25,608,590	1.46
USD	10,800,000	Caisse des Depots et Consignations EMTN 1.25% 17/05/2019	10,842,714	0.62
EUR	6,700,000	Capgemini FRN 02/07/2018	7,503,079	0.43
USD	8,770,000	Dexia Credit Local/New York RegS 1.5% 07/10/2017	8,821,260	0.50
USD	4,280,000	Societe Generale 144A 5% 17/01/2024	4,464,939	0.25
EUR	16,200,000	Societe Generale FRN 22/07/2018	18,059,229	1.03
USD	4,800,000	TOTAL 0.5% 02/12/2022	4,848,792	0.28
ドイツ			75,886,245	4.31
EUR	100,000	BMBG Bond Finance RegS 3% 15/06/2021	110,489	-
USD	19,800,000	FMS Wertmanagement Aoer EMTN FRN 11/02/2019	19,908,900	1.13
USD	27,940,000	KFW 0.875% 19/04/2018	27,974,646	1.59
USD	8,200,000	Landesbank Baden-Wuerttemberg EMTN 1.375% 05/03/2018	8,231,980	0.47
USD	19,630,000	Landeskreditbank Baden-Wuerttemberg Foerderbank EMTN 1% 23/04/2018	19,660,230	1.12
香港			7,916,094	0.45
HKD	26,000,000	ASM Pacific Technology 2% 28/03/2019	3,342,462	0.19
USD	1,200,000	China Overseas Finance Investment Cayman V 0% 05/01/2023	1,216,398	0.07
USD	3,250,000	Johnson Electric 1% 02/04/2021	3,357,234	0.19
アイスランド			6,379,827	0.36
EUR	5,700,000	Arion Banki EMTN 2.5% 26/04/2019	6,379,827	0.36
インド			4,768,803	0.27
USD	4,900,000	Larsen & Toubro 0.675% 22/10/2019	4,768,803	0.27
アイルランド			15,960,960	0.91
EUR	10,700,000	Allied Irish Banks EMTN variable 26/11/2025	11,092,138	0.63
EUR	298,000	Bank of Ireland EMTN 1.25% 09/04/2020	338,414	0.02
GBP	3,367,848	Small Business Origination Loan Trust 2016-1 A FRN 15/12/2024	4,530,408	0.26
イタリア			46,577,694	2.65
USD	13,670,000	Enel 144A variable 24/09/2073	15,645,793	0.89
GBP	7,280,000	Enel variable 10/09/2075	10,451,691	0.59
GBP	4,350,000	Telecom Italia EMTN 6.375% 24/06/2019	6,456,831	0.37
EUR	5,887,000	UniCredit EMTN variable 28/10/2025	6,787,393	0.39
EUR	6,650,000	Wind Acquisition Finance RegS 7% 23/04/2021	7,235,986	0.41
日本			11,288,618	0.64
JPY	420,000,000	Japan Airport Terminal 0% 04/03/2022	4,105,994	0.23
JPY	704,000,000	Sony 0% 30/09/2022	7,182,624	0.41
オランダ			36,983,761	2.10
USD	12,170,000	Bank Nederlandse Gemeenten RegS 1.125% 25/05/2018	12,214,238	0.69

GBP	11,454,000	Koninklijke KPN EMTN variable 14/03/2073	15,999,964	0.91
USD	8,000,000	Nederlandse Waterschapsbank RegS 1.25% 18/09/2017	8,041,800	0.46
USD	725,000	Shell International Finance 1.875% 10/05/2021	727,759	0.04
シンガポール			3,326,580	0.19
USD	4,000,000	BW 1.75% 10/09/2019	3,326,580	0.19
南アフリカ			7,032,379	0.40
GBP	5,200,000	Investec EMTN 4.5% 05/05/2022	7,032,379	0.40
スペイン			18,484,807	1.05
EUR	7,900,000	Bankia MTN variable 22/05/2024	8,328,015	0.47
EUR	3,400,000	NH Hotel 4% 08/11/2018	4,063,917	0.23
EUR	5,400,000	Santander Consumer Finance 1.1% 30/07/2018	6,092,875	0.35
国際機関			140,191,535	7.97
USD	18,680,000	African Development Bank 1% 15/05/2019	18,732,024	1.06
USD	20,000,000	European Investment Bank 1.25% 15/05/2018	20,143,900	1.15
EUR	12,565,000	European Stability Mechanism EMTN 0% 17/10/2017	14,041,370	0.80
USD	7,870,000	Inter-American Development Bank 1% 13/05/2019	7,889,478	0.45
USD	35,000,000	Inter-American Development Bank GMTN FRN 26/11/2018	34,875,050	1.98
USD	44,540,000	International Bank for Reconstruction & Development FRN 30/09/2017	44,509,713	2.53
スウェーデン			44,188,265	2.51
USD	16,710,000	Kommuninvest I Sverige RegS FRN 17/08/2018	16,713,342	0.95
USD	27,340,000	Svensk Exportkredit GMTN 1.25% 12/04/2019	27,474,923	1.56
スイス			4,563,238	0.26
USD	4,480,000	UBS Funding Jersey 144A 3% 15/04/2021	4,563,238	0.26
台湾			4,330,018	0.25
USD	4,400,000	Zhen Ding Technology 0% 26/06/2019	4,330,018	0.25
アラブ首長国連邦			4,314,816	0.24
USD	4,400,000	DP World 1.75% 19/06/2024	4,314,816	0.24
イギリス			299,571,680	17.03
GBP	2,700,000	Arqiva Broadcast Finance RegS 9.5% 31/03/2020	3,892,245	0.22
EUR	3,800,000	Aviva EMTN variable 03/07/2044	4,076,478	0.23
GBP	3,893,000	Aviva variable perpetual	5,185,328	0.30
GBP	3,664,000	Bank of Scotland Capital Funding RegS variable perpetual	5,384,362	0.31
USD	3,800,000	Barclays 5.2% 12/05/2026	3,856,335	0.22
GBP	30,100,000	Barclays Bank EMTN FRN 12/02/2018	40,465,195	2.30
USD	1,135,000	BP Capital Markets 1.676% 03/05/2019	1,143,558	0.07
USD	3,850,000	Delphi 5% 15/02/2023	4,080,665	0.23

GBP	2,129,597	Eurosail 2007-1X A3C FRN 13/03/2045	2,697,789	0.15
USD	1,430,000	HSBC 3.6% 25/05/2023	1,457,377	0.08
GBP	4,700,000	Lloyds Bank EMTN FRN 23/09/2016	6,334,852	0.36
GBP	6,320,000	Lloyds Bank EMTN FRN 16/01/2017	8,514,566	0.48
GBP	10,000,000	Lloyds Bank EMTN FRN 19/01/2018	13,445,607	0.76
GBP	3,237,000	Lloyds Bank EMTN variable 09/07/2025	4,614,128	0.26
GBP	4,662,000	Lloyds Bank FRN 14/01/2019	6,276,569	0.36
USD	1,225,000	Lloyds Banking 4.65% 24/03/2026	1,239,430	0.07
GBP	1,048,302	Marble Arch Residential Securitisation No.4 4X A3C FRN 20/03/2040	1,385,981	0.08
GBP	6,138,000	Mortgage Funding 2008-1 A2 FRN 13/03/2046	7,057,140	0.40
GBP	12,150,000	Nationwide Building Society EMTN FRN 27/04/2018	16,331,911	0.93
GBP	4,900,000	Nationwide Building Society FRN 25/04/2019	6,609,701	0.38
GBP	5,689,000	Newday Partnership Funding 2014-1 C FRN 15/12/2022	7,459,569	0.42
GBP	1,500,000	Old Mutual variable perpetual	1,913,020	0.11
GBP	616,050	Residential Mortgage Securities 21X A3A FRN 12/11/2038	757,180	0.04
GBP	811,746	Residential Mortgage Securities 25 A1 FRN 16/12/2050	1,105,695	0.06
GBP	518,826	RMAC 2003-NS3X A3 FRN 12/12/2035	652,526	0.04
EUR	398,878	RMAC Securities 2006-NS1X A2C FRN 12/06/2044	393,985	0.02
EUR	10,550,000	Royal Bank of Scotland 5.25% perpetual	10,770,684	0.61
GBP	13,000,000	Santander UK FRN 29/05/2018	17,480,077	0.99
GBP	2,142,288	Spirit Issuer variable 28/12/2021	2,737,253	0.16
GBP	3,446,000	Spirit Issuer variable 28/12/2036	4,601,929	0.26
USD	2,580,000	Standard Chartered 144A 4.05% 12/04/2026	2,590,281	0.15
GBP	103,305	Temese Funding 1 A FRN 21/11/2021	139,204	0.01
GBP	900,000	TVL Finance RegS 8.5% 15/05/2023	1,179,516	0.07
GBP	51,550,000	UK Gilt Inflation Linked 0.125% 22/03/2024	85,658,118	4.87
GBP	5,833,000	Unique Pub Finance 7.395% 28/03/2024	7,597,704	0.43
GBP	2,200,000	William Hill 4.875% 07/09/2023	2,909,237	0.17
GBP	5,505,000	William Hill EMTN 7.125% 11/11/2016	7,576,485	0.43

アメリカ合衆国**250,285,282****14.23**

USD	5,445,000	AbbVie 2.9% 06/11/2022	5,546,713	0.31
USD	2,610,000	Actavis Funding 3.8% 15/03/2025	2,719,007	0.15
USD	2,172,000	Aetna 3.2% 15/06/2026	2,232,740	0.13
USD	16,670,000	Ally Financial 3.5% 18/07/2016	16,669,667	0.95
USD	1,467,000	American International 3.3% 01/03/2021	1,526,692	0.09
USD	302,000	American International 3.9% 01/04/2026	311,912	0.02
USD	4,165,000	American Tower 3.5% 31/01/2023	4,307,485	0.24
USD	5,000,000	AT&T 3.6% 17/02/2023	5,225,650	0.30
USD	5,000,000	Bank of America GMTN 4.45% 03/03/2026	5,259,550	0.30
USD	1,540,000	Berkshire Hathaway 2.75% 15/03/2023	1,591,659	0.09
USD	6,620,000	Citigroup 2.7% 30/03/2021	6,743,728	0.38

EUR	18,500,000	Coca-Cola FRN 09/03/2017	20,578,580	1.17
USD	410,000	Crown Castle International 3.7% 15/06/2026	423,696	0.02
USD	5,165,000	CVS Health 3.5% 20/07/2022	5,555,112	0.32
USD	410,000	Digital Realty Trust 3.625% 01/10/2022	422,661	0.02
USD	1,423,000	Dow Chemical 3.5% 01/10/2024	1,513,168	0.09
USD	18,997,591	ECAF I 2015-1A A1 3.473% 15/06/2040	18,332,675	1.04
USD	10,800,000	Ensco 5.75% 01/10/2044	6,486,480	0.37
USD	840,000	Exelon 2.45% 15/04/2021	852,844	0.05
USD	375,000	Ford Motor Credit 3.096% 04/05/2023	379,457	0.02
USD	2,535,000	Ford Motor Credit 3.336% 18/03/2021	2,631,837	0.15
USD	5,432,000	Freeport-McMoRan 5.4% 14/11/2034	4,345,600	0.25
USD	1,050,000	General Motors Financial 3.2% 06/07/2021	1,049,643	0.06
USD	720,000	Goldman Sachs 2.625% 25/04/2021	730,768	0.04
EUR	800,000	Hanesbrands Finance Luxembourg RegS 3.5% 15/06/2024	900,055	0.05
USD	21,100,000	HSBC USA 1.7% 05/03/2018	21,140,723	1.20
USD	17,130,000	International Paper 4.8% 15/06/2044	17,757,301	1.01
USD	4,060,000	JPMorgan Chase & Co. 3.375% 01/05/2023	4,145,564	0.24
USD	12,000,000	Kinder Morgan 5.55% 01/06/2045	12,199,380	0.69
USD	864,000	Macy's Retail 3.45% 15/01/2021	885,380	0.05
USD	346,000	Macy's Retail 3.875% 15/01/2022	355,525	0.02
USD	3,880,000	Medtronic 3.15% 15/03/2022	4,142,521	0.23
USD	1,760,000	Molson Coors Brewing 3% 15/07/2026	1,762,086	0.10
EUR	13,990,000	Morgan Stanley GMTN FRN 19/11/2019	15,599,946	0.89
USD	3,985,000	Morgan Stanley MTN 4.1% 22/05/2023	4,150,517	0.24
USD	1,755,000	Newell Brands 3.85% 01/04/2023	1,858,677	0.11
USD	4,060,000	Occidental Petroleum 2.6% 15/04/2022	4,153,522	0.24
USD	1,085,000	Philip Morris International 2.125% 10/05/2023	1,086,253	0.06
USD	4,500,000	S&P Global 3.3% 14/08/2020	4,712,368	0.27
USD	5,360,000	T-Mobile USA 6% 15/04/2024	5,573,703	0.32
USD	260,000	Unum 3% 15/05/2021	265,600	0.01
USD	670,000	Ventas Realty 3.125% 15/06/2023	684,277	0.04
USD	5,000,000	Verizon Communications 2.45% 01/11/2022	5,048,250	0.29
USD	5,000,000	Visa 2.8% 14/12/2022	5,262,750	0.30
USD	530,000	Waste Management 2.4% 15/05/2023	534,457	0.03
USD	5,000,000	Wells Fargo & Co. MTN 4.1% 03/06/2026	5,340,175	0.30
USD	17,090,000	Wells Fargo Bank 1.75% 24/05/2019	17,288,928	0.98

公的取引所への上場承認を受けた

譲渡可能証券および短期金融市場証券の合計

1,179,242,912

67.04

株式数または元本額	その他の規制市場で取引される譲渡可能証券 および短期金融市場証券	評価額 (米ドル)	純資産構成比 (%)
アルゼンチン		3,657,428	0.21

USD	3,650,000	Provincia de Cordoba 144A 7.125% 10/06/2021	3,657,428	0.21
オーストラリア			1,102,806	0.06
USD	1,070,000	Sydney Airport Finance 144A 3.625% 28/04/2026	1,102,806	0.06
バルバドス			2,643,434	0.15
USD	2,772,583	Global SC Finance II SRL 2014-1A A1 3.19% 17/07/2029	2,643,434	0.15
バミューダ			9,872,244	0.56
USD	9,196,667	Cronos Containers Program I 2014-2A A 3.27% 18/11/2029	8,802,445	0.50
USD	1,108,333	Textainer Marine Containers 2014 -1A A 3.27% 20/10/2039	1,069,799	0.06
カナダ			55,369,011	3.15
USD	16,785,000	Element Rail Leasing II 2015-1A A2 3.585% 19/02/2045	16,164,286	0.92
USD	17,400,000	Royal Bank of Canada GMTN FRN 03/02/2017	17,399,478	0.99
USD	8,000,000	Royal Bank of Canada GMTN FRN 13/10/2017	7,977,800	0.45
USD	13,828,000	Toronto-Dominion Bank GMTN FRN 06/01/2017	13,827,447	0.79
ケイマン諸島			-	-
USD	2,717,666	Sharp SP I Net Interest Margin Trust 2006-HE3N NA 6.4% 25/06/2036	-	-
中国			27,670,240	1.57
USD	5,000,000	Ctrip.com International 1.99% 01/07/2025	5,373,050	0.30
USD	2,600,000	E-House China 144A 2.75% 15/12/2018	2,576,257	0.15
USD	6,600,000	Franshion Capital RegS 6.8% perpetual	7,133,346	0.40
USD	2,300,000	Qihoo 360 Technology 1.75% 15/08/2021	2,251,516	0.13
USD	3,900,000	SouFun 2% 15/12/2018	3,842,826	0.22
USD	6,600,000	YY 2.25% 01/04/2019	6,493,245	0.37
フランス			34,300,245	1.95
USD	425,000	BPCE 144A 4.875% 01/04/2026	435,187	0.02
USD	11,310,000	BPCE MTN FRN 10/02/2017	11,342,856	0.65
USD	13,150,000	Dexia Credit Local/New York RegS 1.25% 18/10/2016	13,162,887	0.75
USD	9,221,000	SPCM 144A 6% 15/01/2022	9,359,315	0.53
ドイツ			2,169,533	0.13
USD	2,115,000	EMD Finance 144A 2.95% 19/03/2022	2,169,533	0.13
日本			5,122,360	0.29
JPY	550,000,000	LIXIL 0% 04/03/2022	5,122,360	0.29
メキシコ			7,258,000	0.41
USD	5,100,000	Cemex 3.72% 15/03/2020	4,711,125	0.27
USD	2,500,000	Cemex 3.75% 15/03/2018	2,546,875	0.14
スイス			3,940,560	0.23
USD	3,900,000	Credit Suisse Funding Guernsey 144A 3.45% 16/04/2021	3,940,560	0.23
アメリカ合衆国			350,074,316	19.90

USD	29,906	Aegis Asset Backed Securities Trust 2005-2 M1 FRN 25/06/2035	29,763	-
USD	1,035,000	Apple 3.25% 23/02/2026	1,104,650	0.06
USD	5,950,000	Bank of America FRN 14/02/2017	5,955,385	0.34
USD	2,995,945	CarFinance Capital Auto Trust 2015-1A A 1.75% 15/06/2021	2,983,080	0.17
USD	17,806,265	Castle Aircraft SecuritizationTrust 2015- 1A A 4.703% 15/12/2040	17,689,421	1.01
USD	13,720,000	Charter Communications Operating/ Charter Communications Operating Capital 144A 4.464% 23/07/2022	14,745,090	0.84
USD	11,510,000	Citigroup FRN 27/04/2018	11,473,398	0.65
USD	4,998,795	CLI Funding V 2014-1A A 3.29% 18/06/2029	4,789,648	0.27
USD	13,310,759	CLI Funding V 2014-2A A 3.38% 18/10/2029	12,840,182	0.73
USD	1,005,000	Diamond 1 Finance/Diamond 2 Finance 144A 5.45% 15/06/2023	1,039,125	0.06
USD	7,451,383	Flagship Credit Auto Trust 2016-1 A 2.77% 15/12/2020	7,512,595	0.43
USD	370,000	FLIR Systems 3.125% 15/06/2021	379,975	0.02
USD	2,606,874	FNMA REMICS 2013-51 GI 3% 25/10/2032	294,387	0.02
USD	11,489,577	GNMA 2012-107 IO variable 16/12/2053	517,406	0.03
USD	7,872,837	GNMA 2012-135 IO variable 16/01/2053	383,538	0.02
USD	18,200,132	GNMA 2012-152 IO variable 16/01/2054	1,027,337	0.06
USD	2,599,131	GNMA 2012-70 IO variable 16/08/2052	87,681	0.01
USD	59,297,488	GNMA 2012-78 IO variable 16/06/2052	2,634,143	0.15
USD	39,943,923	GNMA 2014-155 IB variable 16/08/2055	3,280,103	0.19
USD	25,606,000	Goldman Sachs FRN 22/05/2017	25,611,249	1.46
USD	5,000,000	Hewlett Packard Enterprise 144A 4.4% 15/10/2022	5,357,375	0.30
USD	102,990	Impac CMB Trust Series 2003-11 2A1 FRN 25/10/2033	99,316	0.01
USD	1,866,881	Impac Secured Assets Trust 2006-1 2A1 FRN 25/05/2036	1,671,100	0.10
USD	267,893	Impac Secured Assets Trust 2006-1 2A2 FRN 25/05/2036	241,533	0.01
USD	2,370,000	JPMorgan Chase & Co. 3.875% 10/09/2024	2,457,228	0.14
USD	10,000,000	JPMorgan Chase & Co. FRN 15/02/2017	10,006,350	0.57
USD	26,706,000	JPMorgan Chase & Co. FRN 22/03/2019	26,765,020	1.52
USD	670,000	Kraft Heinz Foods 144A 4.375% 01/06/2046	707,718	0.04
USD	1,225,000	Kraft Heinz Foods 3.5% 06/06/2022	1,303,847	0.07
USD	964,839	Merrill Lynch Mortgage Investors 2004- HE2 A1A FRN 25/08/2035	917,548	0.05
USD	445,102	Morgan Stanley ABS Capital I 2003- NC10 B3 FRN 25/10/2033	83,998	-
USD	3,920,000	Motel 6 Trust 2015-MTL6 B 3.298% 05/02/2030	3,952,638	0.22

USD	171,343	New Century Home Equity Loan Trust Series 2003-3 M5 FRN 25/07/2033	34,401	-
USD	4,740,000	OnDeck Asset Securitization Trust II 2016-1A A 4.21% 17/05/2020	4,740,000	0.27
USD	4,510,000	OneMain Financial Issuance Trust 2014- 2A A 2.47% 18/09/2024	4,515,365	0.26
USD	2,635,000	OneMain Financial Issuance Trust 2015- 1A A 3.19% 18/03/2026	2,661,859	0.15
USD	8,500,000	OneMain Financial Issuance Trust 2015- 2A A 2.57% 18/07/2025	8,495,799	0.48
USD	9,615,000	OneMain Financial Issuance Trust 2016- 1A A 3.66% 20/02/2029	9,827,490	0.56
USD	3,315,000	OneMain Financial Issuance Trust 2016- 2A A 4.1% 20/03/2028	3,417,750	0.19
USD	1,935,000	Protective Life Global Funding 144A 1.722% 15/04/2019	1,945,995	0.11
USD	5,810,000	SBA Tower Trust 144A 2.877% 15/07/2021	5,877,047	0.33
USD	173,185	Specialty Underwriting & Residential Finance 2003-BC4 A3B variable 25/11/2034	164,693	0.01
USD	4,879,120	SpringCastle America Funding 2014-AA A 2.7% 25/05/2023	4,895,196	0.28
USD	19,990,000	Springleaf Funding Trust 2015-AA A 3.16% 15/11/2024	20,106,100	1.14
USD	7,789,296	Store Master Funding I 2015-1A A1 3.75% 20/04/2045	7,456,572	0.42
USD	6,649,042	TAL Advantage V 2013-2A A 3.55% 20/11/2038	6,481,096	0.37
USD	4,231,538	Trinity Rail Leasing 2013-1A A 3.898% 15/07/2043	4,146,407	0.24
USD	7,000,000	US Treasury Bill 0% 11/08/2016	6,996,938	0.40
USD	62,000,000	US Treasury Bill 0% 15/09/2016	61,940,988	3.52
USD	16,000,000	US Treasury Bill 0% 22/09/2016	15,984,301	0.91
USD	480,000	Walgreens Boots Alliance 1.75% 30/05/2018	483,418	0.03
USD	11,940,000	Wells Fargo Bank FRN 07/09/2017	11,961,074	0.68

その他の規制市場で取引される譲渡可能証券**および短期金融市場証券の合計****503,180,177****28.61**

株式数または元本額	その他の規制市場で取引されていない その他の譲渡可能証券	評価額 (米ドル)	純資産構成比 (%)
アメリカ合衆国		51,831	-
USD 1,026,917	GNMA 2012-132 IO variable 16/06/2054	51,831	-
その他の規制市場で取引されていない その他の譲渡可能証券の合計		51,831	-

株式数または元本額	オープン・エンド型 投資スキーム		評価額 (米ドル)	純資産構成比 (%)
ルクセンブルグ			18,699,190	1.06
USD	165,733	Schroder ISF Emerging Market Bond Class I Acc	18,699,190	1.06
オープン・エンド型 投資スキームの合計			18,699,190	1.06
投資総額			1,701,174,110	96.71
その他の純資産			57,818,907	3.29
純資産総額			1,758,993,017	100.00

2016年6月30日現在の財務諸表注記

外国為替先渡契約明細表

未決済の外国為替先渡契約は、契約満期日に適用する先物為替相場を参照し、2016年6月30日に入手可能な直近価格で評価される。未実現評価益/(損)は、貸借対照表の「未実現評価益/(損) 外国為替先渡契約」に記載されている。2016年6月30日、当ファンドは以下の未決済の外国為替先渡契約を保有していた。

買い通貨	売り通貨	満期日	未実現評価益/(損)
シェアクラスごとのヘッジ			
CHF	284,400 USD	290,994	2016年7月7日 314
EUR	44,190,501 USD	49,664,943	2016年7月7日 (550,966)
EUR	42,550,993 USD	48,655,841	2016年7月21日 (1,339,270)
EUR	75,831,401 USD	86,987,313	2016年7月28日 (2,640,264)
EUR	72,092,407 USD	81,962,853	2016年8月4日 (1,753,224)
EUR	5,160,601 USD	5,849,520	2016年8月10日 (106,618)
EUR	17,236,900 USD	19,876,111	2016年8月18日 (688,730)
EUR	40,337,100 USD	46,092,877	2016年8月25日 (1,179,995)
EUR	8,872,636 USD	10,071,154	2016年9月1日 (189,523)
EUR	9,373 USD	10,467	2016年9月8日 (26)
EUR	60,884,287 USD	68,047,783	2016年9月15日 (202,343)
EUR	13,871,200 USD	15,839,927	2016年9月21日 (379,099)
EUR	44,072,868 USD	50,137,815	2016年10月6日 (984,985)
EUR	18,729,100 USD	21,029,036	2016年10月13日 (135,338)
GBP	100,266,937 USD	146,126,219	2016年7月7日 (11,052,978)
GBP	116,593,952 USD	170,249,070	2016年7月14日 (13,170,962)
GBP	153,775,083 USD	219,678,845	2016年7月21日 (12,495,639)
GBP	119,059,633 USD	172,772,004	2016年7月28日 (12,350,694)
GBP	168,090,382 USD	234,676,532	2016年8月4日 (8,176,593)
SEK	24,126,400 USD	2,840,072	2016年7月7日 5,086
USD	5,072,101 EUR	4,581,200	2016年7月7日 (19,512)
			(67,411,359)
ポートフォリオごとのヘッジ			
AUD	255,839,871 NZD	271,684,500	2016年7月14日 (2,844,200)
AUD	52,528,100 USD	38,568,728	2016年7月14日 466,947
EUR	47,356,480 JPY	5,406,414,600	2016年7月14日 (30,022)
EUR	33,517,085 PLN	148,187,700	2016年7月14日 67,170
EUR	165,405,003 USD	185,346,157	2016年7月14日 (1,465,973)
GBP	5,328,957 USD	7,698,382	2016年7月14日 (519,086)

GBP	422,341	USD	618,925	2016年7月19日	(49,911)
IDR	799,452,992,000	USD	59,620,029	2016年7月14日	1,096,027
INR	4,887,030,900	USD	72,472,127	2016年7月14日	(210,939)
JPY	3,370,884,924	AUD	44,308,100	2016年7月14日	(83,692)
JPY	8,283,163,400	EUR	67,122,178	2016年7月14日	6,085,450
JPY	9,693,102,843	USD	92,777,331	2016年7月14日	1,665,013
MXN	1,304,858,900	USD	72,330,547	2016年7月14日	(2,084,287)
NOK	934,144,573	USD	114,344,265	2016年7月14日	(2,873,670)
NZD	54,381,700	AUD	51,172,807	2016年7月14日	597,069
NZD	18,900,000	USD	13,299,415	2016年7月14日	124,647
PLN	146,680,562	EUR	33,143,259	2016年7月14日	(29,866)
SEK	594,167,800	EUR	63,914,626	2016年7月14日	(964,359)
SEK	488,959,000	USD	57,850,010	2016年7月14日	(171,352)
SGD	68,410,600	USD	50,474,434	2016年7月14日	348,338
USD	69,686,451	AUD	94,512,738	2016年7月14日	(549,643)
USD	549,190,067	EUR	480,689,299	2016年7月14日	14,809,398
USD	391,581	EUR	343,135	2016年7月19日	10,045
USD	545,010,349	GBP	386,999,837	2016年7月14日	23,635,090
USD	31,878,431	GBP	21,947,090	2016年7月19日	2,309,389
USD	3,382,280	HKD	26,226,778	2016年7月14日	1,701
USD	37,631,793	INR	2,559,150,100	2016年7月14日	(208,611)
USD	222,778,602	JPY	24,036,434,722	2016年7月14日	(11,414,439)
USD	36,388,330	KRW	42,721,718,300	2016年7月14日	(735,861)
USD	73,089,487	MXN	1,339,241,600	2016年7月14日	992,256
USD	4,419,185	NOK	37,710,000	2016年7月14日	(80,714)
USD	4,355,443	SEK	37,140,000	2016年7月14日	(25,671)
USD	93,420,666	SGD	127,901,300	2016年7月14日	(1,598,215)
					26,268,029
				USD	(41,143,330)

先物契約明細表

先物契約は2016年6月30日に入手可能な直近価格で評価される。すべての未決済先物契約のカウンター・パーティはUBSである。未実現評価益/(損)は、貸借対照表の「未実現評価益/(損) 先物契約」に記載されている。2016年6月30日、当ファンドは以下の先物契約を保有していた。

満期日	数量	契約	通貨	グローバル・ エクスポーチャー	市場価格	未実現評価益 /(損)
2016年9月	1,197	CAN 10 Year Bond	CAD	(136,386,284)	147.50	(1,898,458)
2016年9月	1,363	Euro-Bund	EUR	(252,531,088)	166.72	(4,219,166)
2016年9月	623	Long Gilt	GBP	(107,322,431)	127.88	(3,816,963)
2016年9月	221	US 2 Year Note (CBT)	USD	(48,443,891)	109.60	(311,837)
2016年9月	2,850	US 5 Year Note (CBT)	USD	347,655,469	121.98	5,768,102
2016年9月	1,274	US 5 Year Note (CBT)	USD	(155,408,094)	121.98	(2,405,062)
2016年9月	3,382	US 10 Year Note (CBT)	USD	449,171,875	132.81	4,054,482
2016年9月	889	US 10 Year Note (CBT)	USD	(118,070,313)	132.81	(2,947,351)
2016年9月	222	US Long Bond (CBT)	USD	(38,301,938)	172.53	(2,233,875)
2016年9月	468	US Ultra Bond (CBT)	USD	(87,238,125)	186.41	(5,716,212)
					USD	(13,726,340)

オプション契約

オプション契約は2016年6月30日に入手可能な直近価格で評価され、正味市場価額は貸借対照表の資産項目「オプションおよびスワップオプションの正味時価評価額」および負債項目「オプションおよびスワップオプションの正味時価評価額」に記載されている。2016年6月30日、当ファンドは以下の未決済のオプション契約を保有していた。

コールまたは プット別の額面	契約	カウンター・パーティ	通貨	支払（受取） プレミアム	市場価値	未実現評価益 /（損）
(70,560,000)	Forwards MXN/USD, Call, 18.9, 08/08/2016	Goldman Sachs	USD	(1,077,451)	(949,750)	127,701
(70,560,000)	Forwards MXN/USD, Put, 17.3, 08/08/2016	Goldman Sachs	USD	(682,315)	(67,562)	614,753
70,560,000	Forwards MXN/USD, Put, 18, 08/08/2016	Goldman Sachs	USD	1,750,170	439,334	(1,310,836)
					USD (577,978)	(568,382)

インフレーションスワップ

当社は、投資戦略の一部としてインフレーションスワップへの投資を行う。インフレーションスワップは、その実在価値を純資産価額（NAV）算出時点で入手可能な直近価格で評価される。その評価方法は、当該クローリング期日に将来キャッシュフローの現在価値の決定に影響を与える。これらの評価の結果は、インフレーションスワップに関連する未収 / 未払い利息と共に、貸借対照表の「未実現評価益 /（損） - インフレーションスワップ契約」に記載されている。

2016年6月30日、当ファンドは以下のインフレーションスワップを締結していた。

詳細	カウンター・ パーティ	額面価額	通貨	満期日	未実現 評価益 /（損）
Receive floating rate EUR HICPXT 1 Month Pay fixed rate 1.1%	J.P. Morgan	6,400,000	EUR	2026年3月15日	(218,425)
Receive floating rate EUR HICPXT 1 Month Pay fixed rate 1.1%	J.P. Morgan	3,905,000	EUR	2026年3月15日	(117,964)
Receive floating rate EUR HICPXT 1 Month Pay fixed rate 1.098%	UBS	6,550,000	EUR	2026年3月15日	(221,481)
				USD	(557,870)

クレジット・デフォルト・スワップ

当社は、プロテクションの取得によりポートフォリオにおける一部の発行体の特定の信用リスクをヘッジするために、クレジット・デフォルト・スワップを利用する場合がある。また、当社は、当社の株主の排他的な利益になるならば、原資産を保有せずにクレジット・デフォルト・スワップに基づくプロテクションを購入する場合がある。

さらに、当社の株主の排他的な利益になる場合、当社はまた、特定のクレジット・エクスポージャーを得るために、クレジット・デフォルト・スワップに基づくプロテクションを売却する場合がある。

当社は、この種の取引を専門とする信用格付けの高い金融機関とのみ、かつ国際スワップ・デリバティブ協会の定める標準的な条件に従い、クレジット・デフォルト・スワップ取引を行う。また、クレジット・デフォルト・スワップの利用は、関連ファンドの投資目的、方針およびリスク・プロファイルに適合しなければならない。

クレジット・デフォルト・スワップは、金利およびクローリング期日に市場で取引されるクレジット・スプレッドの現在価値を用い、2016年6月30日時点の実在価値で評価される。これらの評価の結果は、2016年6月30日のクレジット・デフォルト・スワップに関連する受取/支払金利と共に、貸借対照表の「未実現評価益/(損) - クレジット・デフォルト・スワップ契約」に記載されている。2016年6月30日、当ファンドは以下のクレジット・デフォルト・スワップ契約を締結していた。

プロテクション - 売/買い	詳細	カウンター・パーティ	通貨	額面価額	支払/受取金利 (%)	満期日	未実現評価益/(損)
買	Intesa Sanpaolo 0% 03/03/2017	BNP Paribas	EUR	8,520,000	1.00	2021年6月20日	274,894
買	Loxam 7% 23/07/2022	Citigroup	EUR	4,160,000	5.00	2021年6月20日	(344,787)
買	Standard Chartered Bank 5.875% 26/09/2017	Citigroup	EUR	9,960,000	1.00	2020年9月20日	717,030
買	Wendel 3.75% 21/01/2021	Barclays Bank	EUR	2,530,000	5.00	2021年6月20日	(498,004)
買	Wendel 3.75% 21/01/2021	Barclays Bank	EUR	1,630,000	5.00	2021年6月20日	(320,848)
買	CDX NA IG Series 25V1 20/12/2020	Merrill Lynch	USD	340,040,000	1.00	2020年12月20日	(2,203,763)
買	CDX NA IG Series 25V1 20/12/2020	Merrill Lynch	USD	135,520,000	1.00	2020年12月20日	(878,291)
買	ITRAXX Europe Crossover Series 25 20/06/2021	J.P. Morgan	EUR	52,570,000	5.00	2021年6月20日	(3,272,980)
USD							(6,526,749)

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ドル・リクイディティ 2016年6月期半期報告書

2016年6月30日現在の貸借対照表

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファン
ド・
ドル・リクイディティ（注1）
（米ドル）

資産

投資

有価証券取得価額	570,676,876
未実現評価益/(損)	495,294
有価証券評価額	571,172,170

銀行預金	45,311,691
有価証券未収入金	991
未収追加金	9,911,876
未収配当金および未収利息	824,597
その他未収金	4

資産計	627,221,329
負債	
未払解約金	1,663
未払運用報酬	52,941
その他未払金	147,638
負債計	202,242
純資産総額	627,019,087

(注1) 評価額は償却原価を表す。

シュロージャー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ドル・リクイディティ
(米ドル)

純資産総額		627,019,087
2016年6月30日現在		627,019,087
発行済投資証券口数	Class A Dis	-
2016年6月30日現在	Class A Dis AUD	-
	Class A Dis AUD Hedged	-
	Class A Dis CHF	-
	Class A Dis CHF Hedged	-
	Class A Dis EUR	-
	Class A Dis EUR Hedged	-
	Class A Dis GBP	-
	Class A Dis GBP Hedged	-
	Class A Dis HKD	-
	Class A Dis NOK Hedged	-
	Class A Dis RMB Hedged	-
	Class A Dis SEK Hedged	-
	Class A Dis SGD	-
	Class A Dis SGD Hedged	-
	Class A Dis USD	-
	Class A Dis USD Hedged	-
	Class AX Dis	-
	Class B Dis	-
	Class B Dis EUR Hedged	-
	Class C Dis	-
	Class C Dis CHF Hedged	-
	Class C Dis EUR	-
	Class C Dis EUR Hedged	-
	Class C Dis GBP	-
	Class C Dis GBP Hedged	-
	Class C Dis JPY Hedged	-
	Class C Dis SEK Hedged	-
	Class C Dis USD	-
	Class C Dis USD Hedged	-
	Class D Dis	-
	Class I Dis	-

Class I Dis EUR	-
Class I Dis EUR Hedged	-
Class I Dis GBP	-
Class I Dis GBP Hedged	-
Class IZ Dis	-
Class IZ Dis EUR	-
Class J Dis	-
Class J Dis JPY	-
Class S Dis	-
Class S Dis EUR	-
Class S Dis EUR Hedged	-
Class S Dis GBP	-
Class S Dis GBP Hedged	-
Class S Dis USD Hedged	-
Class X Dis	-
Class Z Dis	-
Class Z Dis AUD Hedged	-
Class Z Dis EUR	-
Class Z Dis EUR Hedged	-
Class Z Dis GBP	-
Class Z Dis GBP Hedged	-
Class Z Dis HKD	-
Class Z Dis RMB Hedged	-
Class Z Dis SGD Hedged	-
Class A1 Dis	-
Class A1 Dis AUD Hedged	-
Class A1 Dis EUR	-
Class A1 Dis EUR Hedged	-
Class A1 Dis PLN Hedged	-
Class A1 Dis USD	-
Class A1 Dis USD Hedged	-
Class X1 Dis	-
Class A Acc	1,213,432
Class A Acc AUD Hedged	-
Class A Acc CHF	-
Class A Acc CHF Hedged	-
Class A Acc EUR	7,684
Class A Acc EUR Hedged	-
Class A Acc EUR Duration Hedged	-
Class A Acc GBP	-
Class A Acc GBP Hedged	-
Class A Acc HKD	-
Class A Acc NOK	-
Class A Acc NOK Hedged	-
Class A Acc PLN Hedged	-
Class A Acc RMB Hedged	-
Class A Acc SEK	-
Class A Acc SEK Hedged	-
Class A Acc SGD	-
Class A Acc SGD Hedged	-

Class A Acc USD	-
Class A Acc USD Hedged	-
Class B Acc	1,112,222
Class B Acc EUR	80,234
Class B Acc EUR Hedged	-
Class B Acc USD Hedged	-
Class C Acc	418,668
Class C Acc AUD	-
Class C Acc CHF	-
Class C Acc CHF Hedged	-
Class C Acc EUR	24,517
Class C Acc EUR Hedged	-
Class C Acc EUR Duration Hedged	-
Class C Acc GBP	-
Class C Acc GBP Hedged	-
Class C Acc JPY Hedged	-
Class C Acc RMB Hedged	-
Class C Acc SEK Hedged	-
Class C Acc USD	-
Class C Acc USD Hedged	-
Class D Acc	-
Class D Acc EUR	-
Class D Acc USD Hedged	-
Class E Acc	-
Class E Acc CHF Hedged	-
Class E Acc EUR Hedged	-
Class E Acc GBP Hedged	-
Class E Acc USD	-
Class F Acc SGD	-
Class I Acc	2,589,426
Class I Acc AUD	-
Class I Acc CHF	-
Class I Acc CHF Hedged	-
Class I Acc EUR	-
Class I Acc EUR Hedged	-
Class I Acc GBP	-
Class I Acc GBP Hedged	-
Class I Acc JPY Hedged	-
Class I Acc USD	-
Class I Acc USD Hedged	-
Class I Acc USD Duration Hedged	-
Class IZ Acc	-
Class IZ Acc EUR	-
Class IZ Acc GBP	-
Class J Acc JPY	-
Class R Acc	-
Class R Acc GBP Hedged	-
Class R Acc USD Hedged	-
Class S Acc	-

Class S Acc EUR	-
Class S Acc EUR Hedged	-
Class S Acc GBP Hedged	-
Class X Acc	-
Class X Acc GBP Hedged	-
Class Y Acc	-
Class Z Acc	-
Class Z Acc AUD Hedged	-
Class Z Acc CHF Hedged	-
Class Z Acc EUR	-
Class Z Acc EUR Hedged	-
Class Z Acc EUR Duration Hedged	-
Class Z Acc GBP	-
Class Z Acc GBP Hedged	-
Class Z Acc NOK	-
Class Z Acc SGD Hedged	-
Class Z Acc USD Hedged	-
Class A1 Acc	344,397
Class A1 Acc EUR	-
Class A1 Acc EUR Hedged	-
Class A1 Acc GBP Hedged	-
Class A1 Acc PLN Hedged	-
Class A1 Acc SEK	-
Class A1 Acc USD	-
Class A1 Acc USD Hedged	-
Class X1 Acc	-
Class X1 Acc GBP	-

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ドル・リクイディティ
(米ドル)

一口当たり純資産価額

2016年6月30日現在

Class A Dis	-
Class A Dis AUD	-
Class A Dis AUD Hedged	-
Class A Dis CHF	-
Class A Dis CHF Hedged	-
Class A Dis EUR	-
Class A Dis EUR Hedged	-
Class A Dis GBP	-
Class A Dis GBP Hedged	-
Class A Dis HKD	-
Class A Dis NOK Hedged	-
Class A Dis RMB Hedged	-
Class A Dis SEK Hedged	-
Class A Dis SGD	-
Class A Dis SGD Hedged	-
Class A Dis USD	-

Class A Dis USD Hedged	-
Class AX Dis	-
Class B Dis	-
Class B Dis EUR Hedged	-
Class C Dis	-
Class C Dis CHF Hedged	-
Class C Dis EUR	-
Class C Dis EUR Hedged	-
Class C Dis GBP	-
Class C Dis GBP Hedged	-
Class C Dis JPY Hedged	-
Class C Dis SEK Hedged	-
Class C Dis USD	-
Class C Dis USD Hedged	-
Class D Dis	-
Class I Dis	-
Class I Dis EUR	-
Class I Dis EUR Hedged	-
Class I Dis GBP	-
Class I Dis GBP Hedged	-
Class IZ Dis	-
Class IZ Dis EUR	-
Class J Dis	-
Class J Dis JPY	-
Class S Dis	-
Class S Dis EUR	-
Class S Dis EUR Hedged	-
Class S Dis GBP	-
Class S Dis GBP Hedged	-
Class S Dis USD Hedged	-
Class X Dis	-
Class Z Dis	-
Class Z Dis AUD Hedged	-
Class Z Dis EUR	-
Class Z Dis EUR Hedged	-
Class Z Dis GBP	-
Class Z Dis GBP Hedged	-
Class Z Dis HKD	-
Class Z Dis RMB Hedged	-
Class Z Dis SGD Hedged	-
Class A1 Dis	-
Class A1 Dis AUD Hedged	-
Class A1 Dis EUR	-
Class A1 Dis EUR Hedged	-
Class A1 Dis PLN Hedged	-
Class A1 Dis USD	-
Class A1 Dis USD Hedged	-
Class X1 Dis	-
Class A Acc	105.0317
Class A Acc AUD Hedged	-
Class A Acc CHF	-

Class A Acc CHF Hedged	-
Class A Acc EUR	111.1650
Class A Acc EUR Hedged	-
Class A Acc EUR Duration Hedged	-
Class A Acc GBP	-
Class A Acc GBP Hedged	-
Class A Acc HKD	-
Class A Acc NOK	-
Class A Acc NOK Hedged	-
Class A Acc PLN Hedged	-
Class A Acc RMB Hedged	-
Class A Acc SEK	-
Class A Acc SEK Hedged	-
Class A Acc SGD	-
Class A Acc SGD Hedged	-
Class A Acc USD	-
Class A Acc USD Hedged	-
Class B Acc	104.3618
Class B Acc EUR	111.1575
Class B Acc EUR Hedged	-
Class B Acc USD Hedged	-
Class C Acc	108.2109
Class C Acc AUD	-
Class C Acc CHF	-
Class C Acc CHF Hedged	-
Class C Acc EUR	111.2021
Class C Acc EUR Hedged	-
Class C Acc EUR Duration Hedged	-
Class C Acc GBP	-
Class C Acc GBP Hedged	-
Class C Acc JPY Hedged	-
Class C Acc RMB Hedged	-
Class C Acc SEK Hedged	-
Class C Acc USD	-
Class C Acc USD Hedged	-
Class D Acc	-
Class D Acc EUR	-
Class D Acc USD Hedged	-
Class E Acc	-
Class E Acc CHF Hedged	-
Class E Acc EUR Hedged	-
Class E Acc GBP Hedged	-
Class E Acc USD	-
Class F Acc SGD	-
Class I Acc	111.7060
Class I Acc AUD	-
Class I Acc CHF	-
Class I Acc CHF Hedged	-
Class I Acc EUR	-

Class I Acc EUR Hedged	-
Class I Acc GBP	-
Class I Acc GBP Hedged	-
Class I Acc JPY Hedged	-
Class I Acc USD	-
Class I Acc USD Hedged	-
Class I Acc USD Duration Hedged	-
Class IZ Acc	-
Class IZ Acc EUR	-
Class IZ Acc GBP	-
Class J Acc JPY	-
Class R Acc	-
Class R Acc GBP Hedged	-
Class R Acc USD Hedged	-
Class S Acc	-
Class S Acc EUR	-
Class S Acc EUR Hedged	-
Class S Acc GBP Hedged	-
Class X Acc	-
Class X Acc GBP Hedged	-
Class Y Acc	-
Class Z Acc	-
Class Z Acc AUD Hedged	-
Class Z Acc CHF Hedged	-
Class Z Acc EUR	-
Class Z Acc EUR Hedged	-
Class Z Acc EUR Duration Hedged	-
Class Z Acc GBP	-
Class Z Acc GBP Hedged	-
Class Z Acc NOK	-
Class Z Acc SGD Hedged	-
Class Z Acc USD Hedged	-
Class A1 Acc	101.7648
Class A1 Acc EUR	-
Class A1 Acc EUR Hedged	-
Class A1 Acc GBP Hedged	-
Class A1 Acc PLN Hedged	-
Class A1 Acc SEK	-
Class A1 Acc USD	-
Class A1 Acc USD Hedged	-
Class X1 Acc	-
Class X1 Acc GBP	-

各クラスの一割当たり純資産価額（NAV）は、各クラスの基軸通貨で表示しております。

2016年6月30日現在の投資有価証券明細表

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・
ドル・リクイディティ

株式数または元本額		公的取引所への上場承認を受けた 譲渡可能証券および短期金融市場証券		評価額 (米ドル)	純資産構成比 (%)
カナダ				13,027,885	2.08
USD	13,000,000	Royal Bank of Canada	1.2% 19/09/2017	13,027,885	2.08
国際機関				22,006,725	3.51
USD	7,000,000	Inter-American Development Bank	GMTN 0.875% 15/11/2016	7,007,175	1.12
USD	15,000,000	International Finance	GMTN FRN 01/08/2016	14,999,550	2.39
アメリカ合衆国				158,543,360	25.28
USD	6,000,000	US Treasury	0.5% 31/08/2016	6,002,344	0.95
USD	35,000,000	US Treasury	0.875% 30/04/2017	35,112,110	5.60
USD	25,000,000	US Treasury	1% 15/09/2018	25,191,406	4.02
USD	20,000,000	US Treasury	2.75% 30/11/2016	20,200,781	3.22
USD	50,000,000	US Treasury	2.75% 31/12/2017	51,601,563	8.23
USD	20,000,000	US Treasury	3.125% 30/04/2017	20,435,156	3.26
公的取引所への上場承認を受けた 譲渡可能証券および短期金融市場証券の合計				193,577,970	30.87

株式数または元本額		その他の規制市場で取引される 譲渡可能証券および短期金融市場証券		評価額 (米ドル)	純資産構成比 (%)
オーストラリア				9,993,875	1.59
USD	10,000,000	ANZ International	0% 05/08/2016	9,993,875	1.59
カナダ				87,526,712	13.96
USD	7,000,000	Bank of Nova Scotia	0% 01/11/2016	6,980,388	1.11
USD	5,000,000	Bank of Nova Scotia	0% 21/12/2016	4,977,414	0.79
USD	5,000,000	Bank of Nova Scotia	0% 22/12/2016	4,978,975	0.79
USD	5,000,000	Bank of Nova Scotia	144A 2.15% 03/08/2016	5,005,375	0.80
USD	23,500,000	Caisse Centrale Desjardins	144A 1.6% 06/03/2017	23,602,813	3.77
USD	20,000,000	National Bank of Canada	144A 2.2% 19/10/2016	20,074,000	3.20
USD	10,400,000	Province of British Columbia	0% 29/07/2016	10,396,643	1.66
USD	6,550,000	Toronto-Dominion Bank	0% 13/03/2017	6,503,604	1.04
USD	5,000,000	Toronto-Dominion Bank	144A 1.625% 14/09/2016	5,007,500	0.80
デンマーク				9,992,611	1.59
USD	10,000,000	Danske Bank	0% 08/08/2016	9,992,611	1.59
フランス				14,980,167	2.39
USD	15,000,000	Societe Generale	0% 09/09/2016	14,980,167	2.39
オランダ				14,985,050	2.39
USD	15,000,000	Cooperatieve Centrale Raiffeisen- Boerenleenbank	0% 16/08/2016	14,985,050	2.39
ノルウェー				20,012,503	3.19
USD	20,000,000	DNB Bank/New York	0.86% 12/09/2016	20,012,503	3.19
スウェーデン				71,861,853	11.46
USD	17,000,000	Nordea Bank	0% 04/11/2016	16,952,400	2.70
USD	15,000,000	Svenska Handelsbanken	0% 01/09/2016	14,978,558	2.39
USD	20,000,000	Swedbank	0% 20/09/2016	19,973,900	3.19

USD	10,000,000	Swedish Export Credit 0%	23/09/2016	9,980,634	1.59
USD	10,000,000	Swedish Export Credit 0%	24/10/2016	9,976,361	1.59
アメリカ合衆国				148,241,429	23.65
USD	60,000,000	US Treasury 0.625%	15/08/2016	60,028,125	9.58
USD	10,000,000	US Treasury 0.625%	15/10/2016	10,009,375	1.60
USD	20,000,000	US Treasury Bill 0%	21/07/2016	19,996,161	3.19
USD	8,000,000	US Treasury Bill 0%	22/09/2016	7,994,282	1.27
USD	20,000,000	US Treasury Bill 0%	01/12/2016	19,969,315	3.18
USD	25,000,000	US Treasury Bill 0%	02/02/2017	24,943,000	3.98
USD	5,000,000	US Treasury Inflation Indexed Bonds 0.125%	15/04/2017	5,301,171	0.85
その他の規制市場で取引される譲渡可能証券 および短期金融市場証券の合計				377,594,200	60.22
投資総額				571,172,170	91.09
その他の純資産				55,846,917	8.91
純資産総額				627,019,087	100.00

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2016年10月31日現在です。

【シュロージャー・グローバル債券戦略ファンド（毎月決算型）Aコース（為替ヘッジなし）】

【純資産額計算書】

資産総額	1,792,031円
負債総額	763円
純資産総額（ - ）	1,791,268円
発行済口数	1,756,246口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0199円

【シュロージャー・グローバル債券戦略ファンド（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジあり）】

【純資産額計算書】

資産総額	2,083,395円
負債総額	81,415円
純資産総額（ - ）	2,001,980円
発行済口数	2,091,946口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9570円

（参考）

シュロージャー・グローバル債券戦略マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	16,213,919円
負債総額	31円
純資産総額（ - ）	16,213,888円
発行済口数	15,338,238口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0571円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとしします。

- (2) 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- (3) 譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。
受益権の譲渡
- ・ 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとしします。
 - ・ 前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとしします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとしします。
 - ・ 前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとしします。
- (5) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとしします。
- (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成28年10月末現在	資本金	490,000,000円
	発行可能株式総数	39,200株
	発行済株式総数	9,800株

過去5年間における主な資本金の増減
該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構（平成28年10月末現在）

経営体制

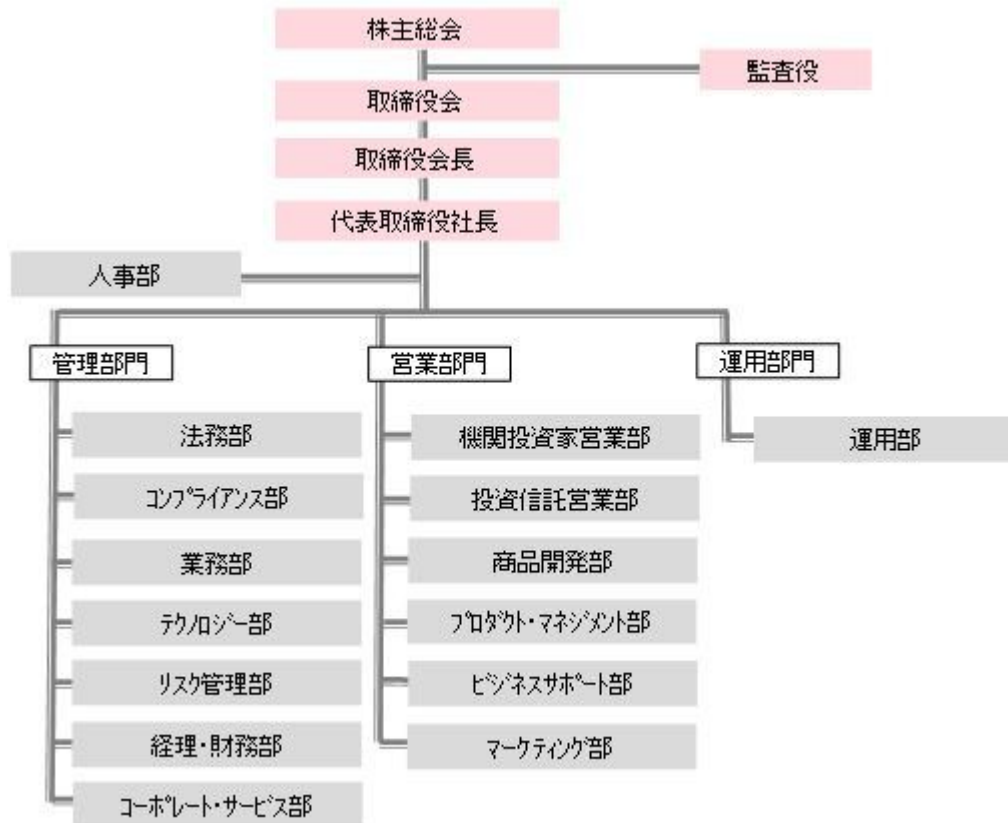
委託会社の業務執行等に関する意思決定機関としてある取締役会は、15名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行います。

取締役会はその決議をもって代表取締役1名以上を選任し、うち1名を代表取締役社長とします。また、取締役会はその決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役最高経営責任者、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を任命することができます。

取締役会はその決議をもって委託会社の経営に関するすべての重要事項、法令または定款によって定められた事項を決定します。

取締役会を招集するには、各取締役および監査役に対し、会日の少なくとも3日前までに招集通知を発しなければなりません。ただし、取締役および監査役全員の同意を得て、招集期間を短縮し、または招集手続を省略することができます。法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会は取締役会長が招集し、議長となります。取締役会長に事故のある場合、あるいは取締役会長が任命されていない場合には、代表取締役の1名がこれに代わり、代表取締役のいずれにも事故のあるときには、予め取締役会の決議によって定められた順序に従って他の取締役がこの任にあたります。

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



投資運用に関する意思決定プロセス

Plan (計画)	基本的な運用方針は、シュローダー・グループのエコノミスト・チームが提供するマクロリサーチ情報および各運用チームによるマーケット分析等の情報を踏まえ、各運用チームの銘柄選定会議およびポートフォリオ構築会議(原則、週次で開催)を経て決定されます。
Do (実行)	各運用チームのファンドマネジャーは、前述の運用意思決定会議の議論内容等を踏まえ、運用基本方針および顧客毎の運用ガイドラインに従って、ポートフォリオを構築します。
See (検証)	プロダクトマネジャーは月次でSchroder Investment Risk Exception Notification[SIREN]システムに於いて、各ポートフォリオが個別の運用ガイドラインに抵触していないかの確認、サインオフを行います。SIRENシステムは、運用チームから独立した、専任のインベストメント・リスク・チームによって管理され、その内容は四半期毎にリスク・コミッティー(株式ヘッドおよび債券ヘッドが主催)で承認されます。問題が生じた場合は、Schroder Investment Risk Framework[SIRF]にて議論されます。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として証券投資信託の運用その他の投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業および付随業務を行っています。

平成28年10月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	55	678,525,771,357

3【委託会社等の経理状況】

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59

号)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条、第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期事業年度(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。また、第26期事業年度の中間会計期間(平成28年1月1日から平成28年6月30日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けているPwCあらた監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成28年7月1日をもってPwCあらた有限責任監査法人となりました。

(1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

	第24期 (平成26年12月31日)	第25期 (平成27年12月31日)
資 産 の 部		
流 動 資 産		
預金	4,295,805	3,469,940
立替金	36	-
前払費用	74,515	74,114
未収入金	224,268	261,752
未収委託者報酬	630,154	679,930
未収運用受託報酬	608,464	952,004
1年内受取予定の長期差入保証金	1,800	2,000
繰延税金資産	541,968	579,737
流動資産合計	6,377,012	6,019,478
固 定 資 産		
有 形 固 定 資 産		
建物附属設備(純額)	*1 38,230	28,813
器具備品(純額)	*1 15,307	57,323
有形固定資産合計	53,537	86,136
無 形 固 定 資 産		
電話加入権	3,699	3,699
ソフトウェア	61,342	49,144
無形固定資産合計	65,042	52,844
投資その他の資産		
投資有価証券	18,699	6,475
長期差入保証金	232,794	244,179
その他投資	950	950
貸倒引当金	950	950
繰延税金資産	186,545	316,694
投資その他の資産合計	438,039	567,348
固定資産合計	556,619	706,329
資 産 合 計	6,933,631	6,725,808

(単位：千円)

	第24期 (平成26年12月31日)	第25期 (平成27年12月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	39,590	44,097
前受金	1,693	-
未払金		
未払収益分配金	25	75
未払償還金	14,012	14,012
未払手数料	213,619	207,469
その他未払金	*2 2,051,249	2,186,021
未払費用	86,026	64,448
未払法人税等	391,289	719,335
未払消費税等	54,136	94,719
流動負債合計	2,851,643	3,330,178
固定負債		
長期未払金	193,215	263,227
長期未払費用	34,735	33,356
退職給付引当金	710,422	796,438
役員退職慰労引当金	24,369	31,052
資産除去債務	86,432	87,642
固定負債合計	1,049,174	1,211,717
負債合計	3,900,817	4,541,896
純資産の部		
株主資本		
資本金	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金	500,000	500,000
資本剰余金合計	500,000	500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,038,251	1,193,763
利益剰余金合計	2,038,251	1,193,763
株主資本合計	3,028,251	2,183,763
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,562	148
評価・換算差額等合計	4,562	148
純資産合計	3,032,813	2,183,911
負債純資産合計	6,933,631	6,725,808

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第24期		第25期	
	自 平成26年 1月 1日	至 平成26年12月31日	自 平成27年 1月 1日	至 平成27年12月31日
営業収益				
委託者報酬	2,340,959		2,612,569	
運用受託報酬	2,922,323		4,368,399	
その他営業収益	2,357,626		2,819,369	
営業収益計	7,620,909		9,800,338	
営業費用				
支払手数料	870,912		913,688	
広告宣伝費	130,470		126,363	
公告費	780		780	
調査費				
調査費	142,586		153,656	
委託調査費	924,554		1,148,494	
図書費	1,349		2,908	
委託計算費	43,050		-	
事務委託費	307,721		318,157	
営業雑経費				
通信費	27,645		28,523	
印刷費	16,951		8,173	
協会費	5,932		6,915	
諸会費	2,681		3,450	
営業費用計	2,474,637		2,711,112	
一般管理費				
給料				
役員報酬	431,784		426,838	
給料・手当	1,328,407		1,354,590	
賞与	862,373		1,194,038	
交際費	6,300		7,738	
旅費交通費	50,835		69,476	
租税公課	21,295		27,056	
不動産賃借料	245,007		245,143	
退職給付費用	91,886		109,057	
役員退職慰労引当金繰入	5,820		6,682	
法定福利費	158,221		159,150	
固定資産減価償却費	38,136		63,961	
諸経費	1,289,649		1,579,990	
一般管理費計	4,529,718		5,243,724	
営業利益（ 営業損失）	616,554		1,845,501	
営業外収益				
受取利息	1,110		1,009	
受取配当金	1,473		439	
有価証券売却益	-		3,512	
為替差益	-		15,893	
時効償還金	4,161		-	
雑益	1,503		1,738	
営業外収益計	8,249		22,593	
営業外費用				
為替差損	33,028		-	
雑損失	685		1,106	

営業外費用計		33,713	1,106
経常利益（ 経常損失）		591,089	1,866,988
特別損失			
割増退職金等	*1	49,399	7,034
固定資産除却損		343	356
特別損失計		49,743	7,390
税引前当期純利益 （ 税引前当期純損失）		541,346	1,859,598
法人税、住民税及び事業税		446,250	912,004
法人税等調整額		728,513	167,917
法人税等合計		282,263	744,087
当期純利益（ 当期純損失）		823,609	1,115,511

（ 3 ）【株主資本等変動計算書】

第24期（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				株主資本 合計	評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計			
		資本準備金	その他利益剰余金				
			繰越利益剰余金				
当期首残高	490,000	500,000	1,214,642	2,204,642	3,762	2,208,404	
当期変動額							
当期純利益			823,609	823,609		823,609	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					799	799	
当期変動額合計	-	-	823,609	823,609	799	824,408	
当期末残高	490,000	500,000	2,038,251	3,028,251	4,562	3,032,813	

第25期（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				株主資本 合計	評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計			
		資本準備金	その他利益剰余金				
			繰越利益剰余金				
当期首残高	490,000	500,000	2,038,251	3,028,251	4,562	3,032,813	
当期変動額							
剰余金の配当			1,960,000	1,960,000		1,960,000	
当期純利益			1,115,511	1,115,511		1,115,511	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					4,413	4,413	
当期変動額合計	-	-	844,488	844,488	4,413	848,901	
当期末残高	490,000	500,000	1,193,763	2,183,763	148	2,183,911	

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によりっております。
-------------------	--

2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

（貸借対照表関係）

第24期 平成26年12月31日現在	第25期 平成27年12月31日現在
*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 129,718千円 器具備品 132,215千円	*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 139,387千円 器具備品 151,545千円
	*2 関係会社項目 その他未払金 515,023千円

（損益計算書関係）

第24期 自 平成26年 1月 1日 至 平成26年12月31日	第25期 自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日
*1 割増退職金等には、期中退職者に対して支払われた割増退職金等を計上しております。	*1 割増退職金等には、期中退職者に対して支払われた割増退職金等を計上しております。

（株主資本等変動計算書関係）

第24期（自平成26年1月1日至平成26年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第24期事業年度 期首株式数	第24期事業年度 増加株式数	第24期事業年度 減少株式数	第24期事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

第25期（自平成27年1月1日至平成27年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第25期事業年度 期首株式数	第25期事業年度 増加株式数	第25期事業年度 減少株式数	第25期事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年 6月4日 取締役会	普通株式	1,960,000	200,000	平成27年 6月30日	平成27年 7月1日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第24期 自 平成26年 1月 1日 至 平成26年12月31日		第25期 自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	7,963千円	1年内	7,963千円
1年超	9,954千円	1年超	1,990千円
合計	17,917千円	合計	9,954千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

第24期 自 平成26年 1月 1日 至 平成26年12月31日	第25期 自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日

<p>(1) 金融商品に対する取組方針 当社は顧客の資産運用を行う上で、自己資金に関しても安全な運用を心掛けております。余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、デリバティブ取引等も行っておりません。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク 当座預金は、預金保険の対象であるため信用リスクはありませんが、普通預金及び定期預金は、銀行の信用リスクに晒されております。 営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。 未収入金およびその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。</p>	<p>(1) 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左</p>
---	---

<p>第24期 自 平成26年 1月 1日 至 平成26年12月31日</p>	<p>第25期 自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日</p>
<p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理 預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみ運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。 また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。</p> <p>市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理 外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、原則、翌月中に決済が行われる事により、リスクは僅少であります。</p> <p>流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理 余剰資金は最長でも1カ月の定期預金で運用することにより、流動性リスクを管理しております。</p>	<p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理 同左</p> <p>市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理 同左</p> <p>流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理 同左</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

第24期（平成26年12月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	4,295,805	4,295,805	-
(2) 未収入金	224,268	224,268	-
(3) 未収委託者報酬	630,154	630,154	-
(4) 未収運用受託報酬	608,464	608,464	-
資産計	5,758,692	5,758,692	-
(1) 未払手数料	213,619	213,619	-
(2) その他未払金	2,051,249	2,051,249	-
負債計	2,264,869	2,264,869	-

第25期（平成27年12月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	3,469,940	3,469,940	-
(2) 未収入金	261,752	261,752	-
(3) 未収委託者報酬	679,930	679,930	-
(4) 未収運用受託報酬	952,004	952,004	-
資産計	5,363,627	5,363,627	-
(1) 未払手数料	207,469	207,469	-
(2) その他未払金	2,186,021	2,186,021	-
負債計	2,393,490	2,393,490	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

第24期 平成26年12月31日現在	第25期 平成27年12月31日現在

資産 (1) 預金 預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	資産 (1) 預金 同左
(2) 未収入金 未収入金は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(2) 未収入金 同左
(3) 未収委託者報酬 未収委託者報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(3) 未収委託者報酬 同左
(4) 未収運用受託報酬 未収運用受託報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(4) 未収運用受託報酬 同左
負債 (1) 未払手数料 未払手数料は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	負債 (1) 未払手数料 同左
(2) その他未払金 その他未払金は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(2) その他未払金 同左

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第24期（平成26年12月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	4,295,805	-
未収入金	224,268	-
未収委託者報酬	630,154	-
未収運用受託報酬	608,464	-
合計	5,758,692	-

第25期（平成27年12月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	3,469,940	-
未収入金	261,752	-
未収委託者報酬	679,930	-
未収運用受託報酬	952,004	-
合計	5,363,627	-

(注3) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

第24期（平成26年12月31日現在）

該当事項はありません。

第25期（平成27年12月31日現在）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

第24期（平成26年12月31日現在）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	16,702	12,076	4,625
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託受益証券	1,996	2,060	63
合計	18,699	14,136	4,562

第25期（平成27年12月31日現在）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	3,367	3,060	307
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託受益証券	3,107	3,266	159
合計	6,475	6,326	148

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

第24期（自平成26年1月1日至平成26年12月31日）

該当事項はありません。

第25期（自平成27年1月1日至平成27年12月31日）

財務諸表等規則第8条の7により記載を省略しております。

（退職給付関係）

第24期 自 平成26年 1月 1日 至 平成26年12月31日	第25期 自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日
<p>1.採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度を採用しております。</p> <p>当社が有する退職一時金制度では、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しており、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。</p>	<p>1.採用している退職給付制度の概要</p> <p>同左</p>

2. 確定給付制度	2. 確定給付制度
(1) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表	(1) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表
期首における退職給付引当金	期首における退職給付引当金
651,735千円	710,422千円
退職給付費用	退職給付費用
91,886千円	109,057千円
退職給付の支払額	退職給付の支払額
<u>33,200千円</u>	<u>23,041千円</u>
期末における退職給付引当金	期末における退職給付引当金
<u>710,422千円</u>	<u>796,438千円</u>
(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表	(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表
積立型制度の退職給付債務	積立型制度の退職給付債務
-	-
年金資産	年金資産
<u>-</u>	<u>-</u>
-	-
非積立型制度の退職給付債務	非積立型制度の退職給付債務
<u>710,422千円</u>	<u>796,438千円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	貸借対照表に計上された負債と資産の純額
<u>710,422千円</u>	<u>796,438千円</u>
退職給付引当金	退職給付引当金
<u>710,422千円</u>	<u>796,438千円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	貸借対照表に計上された負債と資産の純額
<u>710,422千円</u>	<u>796,438千円</u>
(3) 退職給付に関連する損益	(3) 退職給付に関連する損益
簡便法で計算した退職給付費用	簡便法で計算した退職給付費用
91,886千円	109,057千円

(税効果会計関係)

第24期	第25期
自 平成26年 1月 1日	自 平成27年 1月 1日
至 平成26年12月31日	至 平成27年12月31日

<p>1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="text-align: right; width: 20%;">千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未払費用否認</td> <td style="text-align: right;">748,241</td> </tr> <tr> <td>未確定債権債務に係る 為替差損益</td> <td style="text-align: right;">36,128</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金損金 算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">253,194</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金否認</td> <td style="text-align: right;">8,685</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務</td> <td style="text-align: right;">24,582</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">29,650</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border-top: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">1,100,483</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">371,969</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border-top: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">728,513</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border-top: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right;">728,513</td> </tr> </tbody> </table>		千円	未払費用否認	748,241	未確定債権債務に係る 為替差損益	36,128	退職給付引当金損金 算入限度超過額	253,194	役員退職慰労引当金否認	8,685	資産除去債務	24,582	その他	29,650			繰延税金資産小計	1,100,483	評価性引当額	371,969			繰延税金資産合計	728,513			繰延税金資産の純額	728,513	<p>1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="text-align: right; width: 20%;">千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未払費用否認</td> <td style="text-align: right;">857,947</td> </tr> <tr> <td>未確定債権債務に係る 為替差損益</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金損金 算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">257,568</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金否認</td> <td style="text-align: right;">10,042</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務</td> <td style="text-align: right;">24,011</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">54,926</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border-top: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">1,204,494</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">308,063</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border-top: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">896,431</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border-top: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right;">896,431</td> </tr> </tbody> </table>		千円	未払費用否認	857,947	未確定債権債務に係る 為替差損益	-	退職給付引当金損金 算入限度超過額	257,568	役員退職慰労引当金否認	10,042	資産除去債務	24,011	その他	54,926			繰延税金資産小計	1,204,494	評価性引当額	308,063			繰延税金資産合計	896,431			繰延税金資産の純額	896,431
	千円																																																								
未払費用否認	748,241																																																								
未確定債権債務に係る 為替差損益	36,128																																																								
退職給付引当金損金 算入限度超過額	253,194																																																								
役員退職慰労引当金否認	8,685																																																								
資産除去債務	24,582																																																								
その他	29,650																																																								
繰延税金資産小計	1,100,483																																																								
評価性引当額	371,969																																																								
繰延税金資産合計	728,513																																																								
繰延税金資産の純額	728,513																																																								
	千円																																																								
未払費用否認	857,947																																																								
未確定債権債務に係る 為替差損益	-																																																								
退職給付引当金損金 算入限度超過額	257,568																																																								
役員退職慰労引当金否認	10,042																																																								
資産除去債務	24,011																																																								
その他	54,926																																																								
繰延税金資産小計	1,204,494																																																								
評価性引当額	308,063																																																								
繰延税金資産合計	896,431																																																								
繰延税金資産の純額	896,431																																																								
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right; width: 20%;">38.0%</td> </tr> <tr> <td>役員賞与等永久に損金 算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">16.8%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">110.8%</td> </tr> <tr> <td>税率変更による期末繰延 税金資産の減額修正</td> <td style="text-align: right;">8.9%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">5.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border-top: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の 法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;">52.1%</td> </tr> </tbody> </table>	法定実効税率 (調整)	38.0%	役員賞与等永久に損金 算入されない項目	16.8%	評価性引当額	110.8%	税率変更による期末繰延 税金資産の減額修正	8.9%	その他	5.0%			税効果会計適用後の 法人税等の負担率	52.1%	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right; width: 20%;">35.6%</td> </tr> <tr> <td>役員賞与等永久に損金 算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">6.7%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">3.4%</td> </tr> <tr> <td>税率変更による期末繰延 税金資産の減額修正</td> <td style="text-align: right;">6.1%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">5.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border-top: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の 法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;">40.0%</td> </tr> </tbody> </table>	法定実効税率 (調整)	35.6%	役員賞与等永久に損金 算入されない項目	6.7%	評価性引当額	3.4%	税率変更による期末繰延 税金資産の減額修正	6.1%	その他	5.0%			税効果会計適用後の 法人税等の負担率	40.0%																												
法定実効税率 (調整)	38.0%																																																								
役員賞与等永久に損金 算入されない項目	16.8%																																																								
評価性引当額	110.8%																																																								
税率変更による期末繰延 税金資産の減額修正	8.9%																																																								
その他	5.0%																																																								
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	52.1%																																																								
法定実効税率 (調整)	35.6%																																																								
役員賞与等永久に損金 算入されない項目	6.7%																																																								
評価性引当額	3.4%																																																								
税率変更による期末繰延 税金資産の減額修正	6.1%																																																								
その他	5.0%																																																								
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	40.0%																																																								

<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以降に開始する事業年度から復興特別法人税が課せられないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、平成27年1月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.01%から35.64%に変更しております。この税率変更により、繰延税金資産の金額は48,444千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。</p>	<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.64%から、解消が見込まれる期間が平成28年1月1日から平成28年12月31日までのものは33.06%、平成29年1月1日以降のものについては32.26%にそれぞれ変更しております。その結果、繰延税金資産の金額は113,879千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。</p>
--	---

（資産除去債務関係）

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃借契約において、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を10年間（建物附属設備の減価償却期間）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り（1.4%）を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	第24期		第25期	
	自 平成26年 1月 1日	至 平成26年12月31日	自 平成27年 1月 1日	至 平成27年12月31日
期首残高		85,239千円		86,432千円
有形固定資産の取得に伴う増加額		- 千円		- 千円
その他増減額（は減少）		1,193千円		1,210千円
期末残高		86,432千円		87,642千円

2. 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

<セグメント情報>

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

<関連情報>

第24期（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	2,340,959	2,922,323	1,498,482	859,143	7,620,909

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
6,033,633	1,587,275	7,620,909

(注) 海外外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第25期（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	2,612,569	4,368,399	1,873,934	945,435	9,800,338

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
7,760,510	2,039,828	9,800,338

(注) 海外外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

< 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 >

該当事項はありません。

< 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 >

該当事項はありません。

< 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 >

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

第24期（自平成26年1月1日至平成26年12月31日）

1 関連当事者との取引

（1）親会社

該当事項はありません。

（2）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の 子会社 (注1)	シュロー ダー・イン ベストメン ト・マネー ジメント・ リミテッド	イギリス、 ロンドン市	70百万 ポンド	投資運 用業	-	運用受託契 約の再委任 等	運用受託報酬 の受取 (注3)	千円 70,326	未収運用 受託報酬	千円 6,110
							サービス提供 業務報酬の受 取(注4)	433,121	未収入金	86,042
							情報提供業務 報酬の受取 (注5)	186,681		
							役務提供業務 の対価の 受取(注5)	266,360		
							運用再委託報 酬の支払 (注3)	437,538	未払金(そ の他未払 金)	86,471
							一般管理費 (諸経費) の支払 (注5)	241,541	前受金	1,693
親会社の 子会社 (注2)	シュロー ダー・イン ベストメン ト・マネー ジメント・ (シンガポ	シンガポ ール、OCBC センター	50.77 百万 シンガ ポールド ル	投資運 用業	-	運用受託契 約の再委任 等	運用受託報酬 の受取 (注3)	11,211	未収運用 受託報酬	966

	ル)・リミテッド						サービス提供業務報酬の受取(注4)	154,191	未収入金	21,375
							役務提供業務の対価の受取(注5)	79,329		
							運用再委託報酬の支払(注3)	15,988	未払金(その他未払金)	296,457
							一般管理費(諸経費)の支払(注5)	589,189		
兄弟会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント(ルクセンブルク)・エス・エー	ルクセンブルク	12.867百万ユーロ	資産管理業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取(注3)	1,153,588	未収運用受託報酬	84,438
							サービス提供業務報酬の受取(注4)	621,981	未収入金	67,661
							役務提供業務の対価の受取(注5)	240,596		
							運用再委託報酬の支払(注3)	389,134	未払金(その他未払金)	28,307

(注1) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注2) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、子会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネージメント・(シンガポール)・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注3) 各社間の運用受託報酬の收受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注4) 各社間のサービス提供業務の報酬の收受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注5) 情報提供業務・役務提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費(諸経費)の報酬の收受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

第25期（自平成27年1月1日至平成27年12月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー	オランダ、アムステルダム市	0.5百万ユーロ	持株会社	被所有 直接100%	当社への出資	剰余金の配当	千円 1,960,000	-	千円 -
最終親会社	シュローダー・ピーエルシー	イギリス、ロンドン市	282.5百万ポンド	持株会社	被所有 間接100%	当社の最終親会社	一般管理費（役員および従業員の賞与の負担金） （注1）	千円 192,399	その他未払金	千円 515,023

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）当社の役員及び従業員への賞与の支払いの一部は、シュローダー・ピーエルシーより行われております。但し、これらの費用はシュローダー・ピーエルシーより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・ピーエルシーに対する債務として処理しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の 子会社 （注2）	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	70.0百万ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取 （注4）	千円 113,510	未収運用受託報酬	千円 5,358
							サービス提供業務報酬の受取 （注5）	638,886	未収入金	86,701
							情報提供業務報酬の受取 （注6）	191,039		

							役務提供業務 の対価の 受取（注6）	302,673		
							運用再委託報 酬の支払 （注4）	560,569	未払金(そ の他未払 金)	210,292
							一般管理費(諸 経費) の支払（注6）	302,616		
							一般管理費 （出向者人件 費の負担金） （注7）	223,484		
親会社の 子会社 （注3）	シュロー ダー・インベ ストメント・ マネージメン ト・（シンガ ポール）・リ ミテッド	シンガポー ル	50.7 百万 シンガ ポールド ル	投資運 用業	-	運用受託契 約の再委 任、 業務委託等	運用受託報酬 の受取 （注4）	7,514	未収運用 受託報酬	548
							サービス提供 業務報酬の受 取（注5）	238,777	未収入金	46,826
							役務提供業務 の対価の 受取（注6）	88,499		
							運用再委託報 酬の支払 （注4）	12,189	未払金(そ の他未払 金)	62,438
							一般管理費(諸 経費) の支払（注6）	797,951		
兄弟会社	シュロー ダー・インベ ストメント・ マネージメン ト（ルクセン ブルク）・エ ス・エー	ルクセンブ ルク	12.8百万 ユーロ	資産管 理業	-	運用受託契 約の再委任 等	運用受託報酬 の受取 （注4）	1,693,619	未収運用 受託報酬	172,717

							サービス提供 業務報酬の受 取（注5）	451,636	未収入金	59,918
							役務提供業務 の対価の 受取（注6）	267,314		
							運用再委託報 酬の支払 （注4）	468,269	未払金(そ の他未払 金)	64,221

（注2）当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

（注3）当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、子会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネジメント・（シンガポール）・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

（注4）各社間の運用受託報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

（注5）各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じた一定の比率により決定しております。

（注6）情報提供業務・役務提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費（諸経費）の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

（注7）シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッドより出向している役員及び従業員への給与、賞与の支払いは、シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッドより行われております。但し、これらの費用はシュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッドより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに対する債務として処理しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

シュローダー・ピーエルシー（ロンドン証券取引所に上場）

シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ピー・ヴィー（非上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第24期	第25期
自 平成26年 1月 1日	自 平成27年 1月 1日
至 平成26年12月31日	至 平成27年12月31日

1株当たり純資産額	309,470円77銭	1株当たり純資産額	222,848円13銭
1株当たり当期純利益	84,041円76銭	1株当たり当期純利益	113,827円72銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	823,609千円	損益計算書上の当期純利益	1,115,511千円
普通株式に係る当期純利益	823,609千円	普通株式に係る当期純利益	1,115,511千円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。		普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	9,800 株	普通株式の期中平均株式数	9,800 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第26期 中間会計期間末

平成28年6月30日

資産の部

流動資産

預金		3,008,851
前払費用		53,353
未収入金		245,327
未収委託者報酬		660,182
未収運用受託報酬		782,247
繰延税金資産		490,467
その他の流動資産		38
流動資産合計		5,240,466

固定資産

有形固定資産

建物附属設備(純額)	*1	29,054
器具備品(純額)	*1	73,597
有形固定資産合計		102,652

無形固定資産

投資その他の資産

投資有価証券		5,755
長期差入保証金		244,179
その他投資		950
貸倒引当金		950
繰延税金資産		349,311
投資その他の資産合計		599,246

固定資産合計

748,198

資 産 合 計

5,988,665

(単位：千円)

第26期 中間会計期間末

平成28年6月30日

負債の部

流動負債

預り金	43,891
未払金	844,331
未払費用	44,141
未払法人税等	128,613
未払消費税等	*2 42,100
賞与引当金	567,197
役員賞与引当金	149,238
流動負債合計	1,819,514

固定負債

長期未払金	296,993
長期未払費用	2,913
退職給付引当金	831,439
役員退職慰労引当金	31,635
資産除去債務	88,256
固定負債合計	1,251,238

負債合計

3,070,752

純資産の部

株主資本

資本金	490,000
資本剰余金	
資本準備金	500,000
資本剰余金合計	500,000

利益剰余金

その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,928,484
利益剰余金合計	1,928,484

株主資本合計

2,918,484

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	571
評価・換算差額等合計	571

純資産合計

2,917,912

負債純資産合計

5,988,665

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第26期 中間会計期間

自 平成28年 1月 1日

至 平成28年 6月30日

営業収益

委託者報酬		1,228,806
運用受託報酬		2,217,215
その他営業収益		1,340,186
営業収益計		4,786,208
営業費用及び一般管理費	*3	3,898,546
営業利益		887,662
営業外収益	*1	77,110
営業外費用	*2	674
経常利益		964,098
特別損失		1,992
税引前中間純利益		962,106
法人税、住民税及び事業税		170,733
法人税等調整額		56,651
法人税等合計		227,384
中間純利益		734,721

(3) 中間株主資本等変動計算書

第26期 中間会計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・ 換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金		その他 有価証券 評価差額金	
			株主資本合計	繰越利益 剰余金		
当期首残高	490,000	500,000	1,193,763	2,183,763	148	2,183,911
当中間期変動額						
中間純利益			734,721	734,721		734,721
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					720	720
当中間期変動額合計	-	-	734,721	734,721	720	734,001
当中間期末残高	490,000	500,000	1,928,484	2,918,484	571	2,917,912

重要な会計方針

項 目	第26期中間会計期間 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年 6月30日
-----	--

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。</p>
<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以降取得の建物附属設備については、定額法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
<p>3. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>
<p>4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

会計方針の変更

項 目	第26期中間会計期間 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年 6月30日
<p>1. 建物附属設備に係る減価償却方法</p>	<p>法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。 なお、この変更による影響額は軽微であります。</p>

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

項 目	第26期中間会計期間末 平成28年6月30日現在
*1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物附属設備 139,834千円 器具備品 149,058千円
*2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

(中間損益計算書関係)

項 目	第26期中間会計期間 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年 6月30日
*1. 営業外収益の主要項目	受取利息 335千円 受取配当金 18千円 為替差益 46,786千円 雑益 29,970千円
*2. 営業外費用の主要項目	雑損失 674千円
*3. 減価償却実施額	有形固定資産 16,970千円 無形固定資産 9,212千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第26期中間会計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第26期事業年度 期首株式数	第26期中間会計 期間増加株式数	第26期中間会計 期間減少株式数	第26期中間会計 期間末株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末日後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第26期中間会計期間 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年 6月30日	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	4,480 千円
1年超	- 千円
合計	4,480 千円

(金融商品関係)

第26期中間会計期間末（平成28年6月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

平成28年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	3,008,851千円	3,008,851千円	-
(2) 未収入金	245,327千円	245,327千円	-
(3) 未収委託者報酬	660,182千円	660,182千円	-
(4) 未収運用受託報酬	782,247千円	782,247千円	-
資産計	4,696,607千円	4,696,607千円	-
(1) 未払金	844,331千円	844,331千円	-
負債計	844,331千円	844,331千円	-

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収入金

未収入金は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

未収委託者報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 未収運用受託報酬

未収運用受託報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金

未払金は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

その他有価証券

第26期中間会計期間末（平成28年6月30日現在）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	- 千円	- 千円	- 千円
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託受益証券	5,755千円	6,326千円	571千円
合計	5,755千円	6,326千円	571千円

（資産除去債務関係）

第26期中間会計期間末（平成28年6月30日現在）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高	87,642	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	千円
その他増減額（は減少）	613	千円
当中間会計期間末残高	<u>88,256</u>	千円

（セグメント情報等）

<セグメント情報>

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

<関連情報>

第26期中間会計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日 ）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	1,228,806	2,217,215	893,174	447,011	4,786,208

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
3,821,404	964,804	4,786,208

(注)海外外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はあ

りません。

<報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報>

第26期中間会計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日 ）

該当事項はありません。

<報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報>

第26期中間会計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日 ）

該当事項はありません。

<報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報>

第26期中間会計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日 ）

該当事項はありません。

（ 1株当たり情報 ）

第26期中間会計期間 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年 6月30日	
1株当たり純資産額	297,746円21銭
1株当たり中間純利益	74,971円57銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	734,721千円
普通株式に係る中間純利益	734,721千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	9,800株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそ

れのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成28年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 : 51,000百万円（平成28年3月末現在）

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成28年3月末現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	47,937百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

(1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見

書）」という名称を使用します。

(2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。

委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日
ファンドの基本的性格など
委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など
委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
目論見書の使用開始日
グループ会社全体の運用総額

(3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。

「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。

「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。

請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。

請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。

「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。

商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。

有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。

委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。

(4) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

(5) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。

(6) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。

(7) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(8) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

分配金は、投資信託の純資産から支払われるので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がる旨。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合がある旨。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある旨の記載。

(9) 交付目論見書の手続・手数料等に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

当初元本額についての記載。

基準価額が日本経済新聞に掲載される旨。

所得税には、復興特別所得税が含まれる旨。

独立監査人の監査報告書

平成28年3月16日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PWCあらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員指定社員 公認会計士 太 田 英 男
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年12月7日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴司
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 太田 英男
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー・グローバル債券戦略ファンド（毎月決算型）Aコース（為替ヘッジなし）の平成28年4月21日から平成28年10月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（毎月決算型）Aコース（為替ヘッジなし）の平成28年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年12月7日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴司
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 太田 英男
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー・グローバル債券戦略ファンド（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジあり）の平成28年4月21日から平成28年10月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジあり）の平成28年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年9月14日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴 司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 太 田 英 男

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第26期事業年度の中間会計期間（平成28年1月1日から平成28年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成28年1月1日から平成28年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。